

広島における陪審裁判（三）補遺

——問書、説示、陪審制度実施の感想および

司法省陪審宣伝並各地法況から見る陪審裁判——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

増田 修

目次

解題——広島における陪審裁判——

一 はじめに

二 陪審法制定への歩み

三 陪審法施行の準備

四 広島における陪審裁判の実際

1 陪審評議に付せられた事件数

2 陪審公判一覧表

3 陪審裁判についての新聞報道

① 「沼隈郡の従兄殺人未遂事件」昭和三年一月三日判決

② 「広瀬町の美人仲居殺し事件」昭和三年二月三〇日判決

広島における陪審裁判（三）補遺（増田）

③ 「府中町の女髪結殺し事件」昭和四年三月二〇日判決

④ 「落合村の恨みの放火事件」昭和四年三月一八日判決

⑤ 「竹原町の手柄の放火事件」昭和四年四月二七日判決

⑥ 「三庄町の強盗傷人事件」昭和四年六月五日判決

⑦ 「木ノ江町の女房斬り事件」昭和四年七月三〇日判決

⑧ 「福山市の女給の殺人未遂事件」昭和五年五月一九日判決

⑨ 「福島町の実兄殺し事件」昭和六年三月一六日判決

⑩ 「段原町の一〇銭からの殺人事件」昭和六年三月二八日判決

⑪ 「呉市の放火事件」昭和九年三月一六日判決

4 陪審裁判を担当した判検事・弁護士の間歴

五 新聞報道に見る陪審裁判の不振

六 おわりに

平成17・18年調査活動記録——修道大学「明治期の法と裁判」研究会——

【資料一】 広島における陪審裁判——「刑事判決書」——

……………(以上第二九卷第一号)

【資料二】 広島における陪審裁判——「中国新聞」の記事——

【資料三】 広島における陪審裁判——「芸備日日新聞」の記事——

……………(以上第三〇卷第一号)

【資料四】 問書・説示……………(以下本号)

① 「沼隈郡の従兄殺人未遂事件」 昭和三年一月三日判決

② 「広瀬町の美人仲居殺し事件」 昭和三年一月三〇日判決

⑤ 「竹原町の手柄の放火事件」 昭和四年四月二七日判決

【資料五】 陪審制度実施の感想

1 判事・検事の感想

2 弁護士感想

【資料六】 司法省陪審宣伝並各地法況

1 「法律新報」 昭和三年三月一五日

2 「法律新報」 昭和三年三月二五日

3 「法律新報」 昭和三年四月五日

4 「法律新報」 昭和三年四月一五日

【資料四】 問書・説示

ここでは、①事件の「公訴事実の梗概」、「問」、「答申」、②事件の「公訴事実の梗概」、「説示案」、「問」、「答申」、および⑤事件の

「公訴事実の梗概」、「説示案」を紹介する。

① 「沼隈郡の従兄殺人未遂事件」 昭和三年一月二三日判決

「問書集」(「法曹会雑誌」第七卷第一〇号、一九二九年一〇月。後に、司法省刑事局陪審係編「陪審問書集」、司法省刑事局・一九二九年に収録)に収録された、「公訴事実ノ梗概」、「問」、「答申」は、次の通りである。

1 公訴事実の梗概

被告人ハ昭和三年九月二十九日広島県沼隈郡□□村I I喜一方ニ於テ開催サレタル同村氏神八幡神社御輿慰勞宴ニ出席ノ上飲酒酩酊ノ末同村UN與一方ニ到リ同家ニ於テMK房一ト些細ナル事柄ヨリ口論ノ結果房一ヨリ罵言セラレタル為大ニ激怒シ同人ヲ殺害セント決意シ直ニ自宅ニ立帰り日本刀ヲ取出シ之ヲ携ヘテ再び與一方ニ引返シ来リタルモ房一ノ所在不明ノ為該日本刀ヲ携ヘタル儘其行衛ヲ搜索中ノ折柄同村S T桑次郎方南道路ニ於テ居村S T勘一カ被告人ヲ宥メテ之ヲ取押ヘント為シタル所被告人ハ当時酒氣ヲ帯ヒ且房一ノ所在ヲ確メ能ハサル為メ焦慮セル折柄ナリシ為メ勘一カ被告人ノ行動ヲ妨クルヲ快シトセス寧ヲ勘一ヲ殺害シテ其鬱憤ノ一部ヲ霽サント決意シ其ノ場ニ於テ所携ノ日本刀ニテ勘一二斬付ケ因テ同人ノ左頬部左口角横後方ヨリ左外聴道口耳翼中央ヲ横断セル長サ十三糎深サ二、五糎ノ切創及左頸部左上髮際ノ三個所ニ全治約三週間ヲ要スル切創ヲ蒙ラシメタルモ其場ニ於

テ他人ニ避ケラレタル為同入ヲ殺害スルノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

2 問

主問 一、被告人S T 武夫ハ昭和三年九月二十九日M K 房一ヲ殺害スル意思ヲ以テ沼隈郡□□村ノ自宅ヨリ日本刀ヲ携帯シテ同村U N 與一方其他ニ至リ房一ノ所在ヲ搜索シタルモノナリヤ

主問 二、被告人S T 武夫ハ前同日S T 勘一ヲ殺害スル意思ニテ前同村S T 彥次郎方南道路ニ於テ前記日本刀ヲ以テ勘一二斬付ケ因テ同入ニ全治約三十日ヲ要スル左頬部左口角横後方ヨリ左外聴道口耳翼中央ヲ横断セル切創及左頸部左上髮際ニ各切創ヲ蒙ラシメタルモ其殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ

補問 被告人T S 武夫ハS T 勘一ヲ殺害スル意思ナクシテ同入ニ対シ前記ノ所為ヲ為シ因テ前記切創ヲ蒙ラシメタルモノナリヤ

3 答申

主問 一、然ラス

主問 二、然ラス

補問 然リ

② 「広瀬町の美人仲居殺し事件」昭和三年二月三〇日判決

1 『陪審説示集』（司法省刑事局・一九二九年一〇月）に収録され、**「公訴事実の梗概」**、「説示案」は、次の通りである。

(1) 公訴事実の梗概

広島における陪審裁判（三）補遺（増田）

被告人は十二年以前に妻帯したることあるも禿頭なる為妻に嫌はれ離別と為り爾来独身生活を続け来りたる所昭和三年五月十三日頃広島市□□町Y M マサ方同居居業O M ハマヨと情交を結び其後同入に対し金品を贈与して関係を継続し居る中ハマヨは他に情夫を持ち被告を嫌悪するに至り被告人より金品を受けながら情交の要求に応せず被告人は悶々の情に堪へざる折柄同年八月五日深更ハマヨの稼業先たる同市□□町S E 飲食店に到り戸外より窺ひたるにハマヨは他の男と酒間に噂々せるのみならず情交を為せるか如き状況なるより被告人は嫉妬憤激の極ハマヨを殺害せんと決意し其の準備として同市□□町金物商T S 武士之助方店頭より同入所有の匕首一本（証第七号価格約七円）を窃取し之を携へて前記S E 飲食店に立帰りたる所ハマヨは既に同家を立出て居るより其後を追ひ翌八月六日午前一時頃同市□□町H S 神社鳥居前の路上に於て右匕首を以て同入の背部を突刺し右肺に貫通せる刺創一個を加へ同入をして之に基因せる内出血の為即死せしめ所期の目的を遂けたるものなり

(2) 説示案（公判調書写に依る）

裁判長は陪審に対し左の説示を為したり

公訴事実として予審終結決定書記載の事実を告げたり公訴事実中被告人は十二、三年前に妻帯したることあるも禿頭の為妻に嫌はれ離別となり爾来独身生活を続け居りたる事及本年五月十三日の夜O M ハマヨと情交関係を結び其後引続き情交関係を継続し居り

たることハマヨに被告人以外に情夫のありたる事は被告人の認むる所にしてハマヨか外に情夫を持ちたる為被告人を嫌悪したりとの事実被告人より金品を受取りながら情交の要求に応せざる為被告人は煩悶し居りたりとの事実は被告人の争ふ所にして本年八月五日には被告人は父N I熊吉方にて夕食を為したる午後十時頃迄同人方にてラヂオを聞き其後も雑談を為して午後十時過頃自宅に帰り就寝し翌六日午前四時頃市場に行く迄は外出したることなしと陳述し従て本年八月五日の深更ハマヨか仲居を為し居るS E飲食店に到り戸外よりハマヨの挙動を窺ひ同人か二階にて他の男と情交せるか如き状況を認め嫉妬憤激の極ハマヨを殺害せんことを決意し其準備としてT S武士之助方より同人所有の匕首一本価格七円のものを窃取しS E飲食店に行きたるもハマヨか既に同家を出出て居りたるより其後を追ひ八月六日午前一時頃H S神社前道路上に於て右匕首を以てハマヨの背部を突刺し即死せしめたりとの事実は争ふ所なりと告げ

依て本件に付問題となるべき事実は

第一点 ハマヨか被告人の外に情夫を持ち被告人を嫌悪し被告人より金品を受取りながら情交の要求に応せざりし事実ありや否や

第二点 夫れか為被告人は煩悶して八月五日の深更ハマヨか仲居を為し居るS E飲食店に到り戸外よりハマヨの挙動を窺ひ同人か他の男と情交せるか如き状況を認め嫉妬憤激の極ハマヨを殺害せんと決意したるものなりや否や

第三点 被告人は其準備として同夜T S武士之助方店頭より同人所有の匕首一本価格七円のものゝ窃取したるや否や

第四点 右匕首を携へて右S E飲食店よりハマヨの帰るを追ひH S神社鳥居前路上に於て右匕首を以てハマヨの背部を突刺し右肺に貫通せる刺創一ヶを加へ同人をして之に基因する内出血の為即死せしめたるや否やの四点なりと告げ

証拠關係は公訴事実維持の証拠として

第一点に付

証人I Oタマの当法廷に於ける証言にハマヨか殺されたるより十日位前ハマヨか自分に対し被告人に来て貰はぬ様に云ふても附いて來るのて困ると云ひたる故自分は義一は何処の人かと問ひたる処ハマヨは市場へ出る人であると云ひたるに依り市場へ出る人は気分が荒き故喧嘩をせざる様用心せよと云ひたりハマヨは尚被告人は寝る時も帽子を冠りて寝る故厭であるK B Kは温順にして綺麗なる男なる故氣持が良くいと云ひたる旨の供述

証人F Tサイの当法廷に於ける証言に本年六月頃ハマヨ方に行きたる処ハマヨはK B Kと云ふ男と一緒に朝食を為し居りたるか自分を見ると新聞にて顔を隠したり其後自分かハマヨ方へ行きたる際同人は被告人を嫌ひたと云ひたる故自分は嫌ひなら嫌ひの様にせよと云ひたり自分かS E方へ行きたる際被告人か勘定を為し居る隙に被告人と連合ふて帰るのか厭だと云ひて被告人を出し抜いて平素帰る道より異りたる道を通りて帰りたる旨の供述

証人Y Mマサの当法廷に於ける証言に本年二月中よりハマヨに自分方の二階を貸して居たるかハマヨの処へ出入りする男の内にてはK B Kか年か若く一番綺麗な旨並に本年七月よりは被告人かハマヨの処へ泊りに来る事か前より少なくなりたる旨の供述

被告人の当法廷に於けるハマヨは自分と夫婦になりても良いか当分別れて居らう自分もハマヨが好きにて女房にしても良いと思ひたり本年五月十三日より後に現金三十円位と青物はハマヨか不由をせぬ様に与へ又初物は親にも食はさぬ内にハマヨに与へ居りたる旨の供述

被告人に対する第一回予審調書中本年七月中旬頃より段々自分を嫌ふ様になり自分かハマヨ方に泊りても何とかかんと云ひて情交をさせぬ様になりたるも自分はハマヨに対する未練がありたる故時々青物等を持ち行き遣り居りたる処ハマヨは夫れは受取り尚色々物を買ふて来いと註文したるも矢張り自分を嫌ひて情交をさせざりし或る夜自分はハマヨ方に行き今日之は之しか出来ぬと云ひて金を五十銭出したる処ハマヨは夫れ位の金は持つて来ぬか良いと申すに付自分は其金を取らんとしたるにハマヨは足にて自分の右の目を蹴りたる為自分は目か腫れて十日程も苦しむたる事あり夫れてもハマヨを諦める事か出来ず時々青物等を持ち行き遣り居りたるか其後本年八月三日の夜ハマヨを送りて同人方へ行き金を一円出したるに同衾させたるも障りかありとて怎うしても情交させず其翌朝自分か帰る時にハマヨは是れからは此方より呼

出す迄来るなど冷淡なる事を申したる故自分はハマヨか自分より取れる丈けの物を取りて置き自分を棄てたるものと思ひ他に男か出来たるものならんと考へ腹か立ち仕方かなかりし旨の供述記載被告人に対する第二回予審調書中予審判事より前回被告人か申したる事は相違なきやとの問に對して被告人の相違なき旨の供述記載を摘示し

被告人は当法廷に於て自分はハマヨと関係する様になりたる後同人が自分を嫌ふ様になりたる事なく又ハマヨに情夫のありたる事は承知して居りたるも夫れを氣にしたる事なし自分はハマヨと夫婦約束を為し居りたるも約束を為したるのみにてハマヨの生計費の全部を貢ぎ居りたるものならざる故夫婦になる迄はハマヨか情夫を拵へても異存なきものなり自分は警察署に於て五日間も昼夜の別なく取調べを受けたる為身体か疲れたる為余儀なく虚偽の自白を為したるものなる処其警察官か裁判所へ出たら此処にて云ひたる通りを云はねはいけぬと云はれたる故裁判所に出て虚偽の自白を為したる次第なるか自分は検事と予審判事との區別は知らざる旨の弁解の要旨を告げ

弁護人か被告人はハマヨと夫婦約束は為し居りたるも遊郭へ登棲したる男か娼妓と夫婦約束を為したるもの、如く深きものならざる旨並に被告人の予審に於ける自白は虚偽にして信を措くに足るべきものならざる旨主張したる弁論の要旨を告げ
其証拠として被告人並にF T サイの当法廷に於ける供述の要旨を

摘示し

第二点に付公訴事実維持の証拠として

被告人に対する第一回予審調書中八月五日の夜今一度ハマヨに会ふて見様と思ひ同夜十一時過頃 S E 飲食店の前迄行きたる処二階にてハマヨか誰れか客と愉快に騒ぎ居る声か聞へたる為中へは這入らず暫く外に立ち様子を見て居りたるに急に二階の騒ぎか静まり情交して居るか如き気配もあり間もなくハマヨか紙を持ちて便所へ行く所を見掛けたる為ハマヨか他の男と情交したるものと思ひむかむかとして同人を殺す考へに為りたる旨の供述記載

当裁判所の検証調書中 T S ヒデ方（元 S E トメ方）の階下の状況を外部より認め得へきや否やを検するに表入口の開き戸は摺硝子となり居り出入りの都度自動的に閉鎖する構造となり居るを以て表入口より室内を認むることを得ざるも表入口の南側の窓に建てある硝子戸の下部は七寸程普通の硝子となり居れるを以て其部分より覗けば屋内を認め得へく又階下の六畳の室の東側及西側の障子を明くれば同人方の便所を見通し得へく其他の地点よりは階下の状況を認むることを得ざる状態にあるも裏の出入口の戸を明くれば其処より便所を認むることを得次に右ヒデ方の表二階の障子を明けて外部より二階の状況を認め得へきや否やを検するにヒデ方の前面道路（但しヒデ方を中心として南北に六間の間）及 S I 仁十郎方前道路より東方に通する小路（但し道路の東端より東方三間の間）より二階の表座敷の内部を認むることを得へきも表二階

に座せる人は窓の下部の壁に遮られて認むること能はず更に右ヒデ方の裏二階の障子を明けて外部より二階内の状況を認め得へきや否やを検するにヒデ方と Y N B 商店の作業場との間に存する幅員四尺の空地に立てはヒデ方の炊事場の屋根（幅約四尺）と便所の屋根（幅約五尺）との間に設けある高さ六尺の土塀の上より二階の裏座敷内の一部を認むることを得へく更に又第四図の（ウ）点より（ワ）点迄二十四尺の間に於て其何れの地点よりも二階の裏座敷内を認むることを得へき状況存す尤も二階の裏座敷に座せる人は窓の下部の壁に遮られて認むることを得ざる旨の記載並に右検証調書附屬第四図を摘示し

被告人の当法廷に於ける本年八月五日夜は十時過頃父 N I 熊吉方より自宅に帰り就寝したるものにして翌六日午前四時頃市場に行く迄は外出したる事なき旨弁解の要旨を告げ其証拠として証人 N I 常吉の当法廷に於ける証言に本年八月五日の夜は十一時過頃母か被告人の処へ朝飯を持参し帰りに被告人は能く寝て居りたる故自分等も寝ようと云ひたる旨の供述尤も N I 常吉は其事を母か帰りに居る際に母より聞きたる様に供述したるか当職か何故其事を記憶して居るかと記憶の点を確めたる処母は其頃毎夜十一時半頃朝飯を被告人の処へ持ち行き居り其際には何時も被告人か寝て居りたる旨母か云ひ居りたる故八月五日の晩も同様なりしものと思ひたる旨申立更に八月六日に被告人か警察署に行きたる後母は昨夜被告人は寝て居つたにのうと云ひたる旨申立其供述を変更し居れ

る点

証人Y D眞一の当法廷に於ける証言に自分は被告人と同じ長屋に住み居り本年八月五日の夜便所に行きて手を洗ひたる際被告人が自宅に寝て居るのを見たるか帰りに時計を見たる処十一時なりし旨の供述

証人Y N B森之助の当法廷に於ける証言に本年八月五日の夜はラヂオの放送か済みたる後十時過頃自宅より腰掛を持出しS E飲食店の南側の路次の入口の処にて十一時少し過頃迄涼み居たるか其間S E飲食店の外部より屋内の様を窺ひ居りたる者を認めさりし旨の供述

証人H N松次郎の当法廷に於ける証言に本年八月五日の晩自分はS E飲食店の向ひのH T和一方の前の道路にて腰を掛け十一時半頃迄一時間許り涼み居りたるか其間にS E方の外部より屋内の様を窺ひ居りたる者を見さりし旨の供述を摘示し

第三点に付公訴事実維持の証拠として

証人T S武士之助の当法廷に於ける証言に本年八月五日の夜は十一時頃就寝したるか午前一時頃東隣のT Y方より呼び起されたる故外に出て見たる処自分の店の陳列台の硝子か一枚砕けて居り価格七円の匕首一本無くなり居りたるか其鞘は証第八号にして残つて居りたり押収の証第七号の匕首は自分方に窃取せられたる匕首と思ふ旨の供述

広島における陪審裁判(三) 補遺(増田)

証人T Yカメの当法廷に於ける証言に本年八月五日の晩十二時十分ころ雨戸を締め外へ出て六枚ある雨戸を三枚締めたる時自分の角にある電柱に縋りて自分方を見て居る怪しき男ありたるを以て自分方へ泥棒に這入りはせぬかと思ひ戸を一枚締めず其男の方を見て居りたる処其男は東の方の相生橋の方へ行きたる故残りの戸を締めて家の中に這入り十分位したる頃ガチャンと音かしたるに付暫くして外へ出て見たるに西隣のT S方の店の陳列棚の硝子か壊はれて居りたる故T S方を呼び起し同家の主人か起きて取調へたるに匕首か一本盗難に罹り居りたる旨の供述を摘示し

尚押収の証第七号の匕首をT S武士之助方に盗難に罹りたる匕首の鞘(押収の証第八号)に差せばピッタリと這入るに付其点に考量すべき点なりと告げ

検事は右窃盗犯人とハマヨを殺したる犯人は同一人にして被告人なりと主張したる意見の要旨を告げ其点に付ては第四点に於て共通に証拠関係を説明する旨を告げ

第四点に付公訴事実維持の証拠として

証人F Tサイの当法廷に於ける証言に本年八月五日の夜一時過頃O MハマヨとE S飲食店を出て二人か一本の傘に這入りて帰る途中H S神社の東側飲食店より西へ五六間の処迄帰りたる際後ろより人の足音かしたる故自分は振向きて見たる処浴衣を着て番傘を差し尻騰けを為したる男か自分の方へ歩き来りH S神社鳥居前にてハマヨか差して居りたる傘を後ろより引張りたるを以て自分は

驚き走りてA E 缶詰製造所の処まで逃げた際ハマヨはキヤーと叫び自分の足元迄走り来りて倒れ即死したる旨の供述

予審判事の検証調書中K Y ハルの背部に着衣の上より鋭利なる兇器にて突刺したるものと認めらるゝ、創傷一ヶ所ある旨の記載

証人Y M マサの当法廷に於ける証言にK Y ハルはO M ハマヨと云ふのか本名なる旨の供述

司法警察官の検証調書中H S 神社前通り踏切より北方約二十間の軌道東側なる広島市西□□町M M 建一所有の新築家屋の邸宅内にて押収の証第七号の匕首一本を発見したる旨及匕首を発見したる場所はO M ハマヨか殺されたる場所より約三十五間の距離ある旨並に該匕首には刃先より四寸位の間に新しき血痕附着し居りたる旨の記載

遠藤中節の鑑定書中該匕首に人血附着せる旨の記載

香川卓二の鑑定書中K Y ハルの背部に一刺創ありて其の刺創は有刃の鋭器に抛りて生せしものなる旨の記載

を摘示し
窃盗犯人と殺人犯人とか同一人なりや否や及其犯人は被告人なりや否やの点に付

被告人に対する第一回予審調書中ハマヨの情交を為す様子を見届けたるは八月六日午前零時頃なりしと思ふか余りの事に腹か立ち同人を殺す考に付て其用意の為□□町T S 金物店に吊しあるのを予て見て居りたる匕首を取出す考へにて其附近へ行きたる処近

所の女の人が戸を締めて居る様なりしより暫く其附近に立ち戸を締めるのを待ちT S 金物店の硝子障子を右肘にて突破り鞘を抜きて吊しありたる匕首一本を盗み出し抜身の儘之を懐に入れS E 飲食店の処迄引返したる処折柄雨か降り居りたる為ハマヨはF T サイと一本の傘を差しS E 方を出て帰り居りたるより自分は其後を付け行き□□町H S 神社鳥居前辺に行きたる時後ろよりハマヨちゃん待てと云ひたる処ハマヨは立止りたるかサイは一人にてA E 缶詰製造所の所迄先へ逃げたり夫れ故自分はハマヨに対し一緒に下宿迄帰らうと云ひたるにハマヨはお前の様な甲斐性なしは嫌たと申したるに付自分は余り男を馬鹿にするものではないと云ひたるにハマヨは何にと云ひながら右足で私を蹴らんとしたる為私は愈腹か立ち同人を殺害する意を決し右匕首を右手に持つて傘の上よりハマヨの背中を目掛けて一突き突きたる所ハマヨはキヤーと叫び数間向ふへ走りA E 缶詰製造所の前に倒たるに付同人か死したるものと思ひ其場を走りて自宅へ帰る途中にて匕首を何処かの家の裏の空地の処へ投げ込み帰りたる旨の供述記載

被告人に対する第二回予審調書中予審判事より前回被告人か申立てたる事は相違なきやと問はれ相違なき旨の記載

F T サイに対する予審調書中本年八月六日の午前一時頃と思ふ頃二人の客の帰りたる後ハマヨと相同傘にてS E 方を出て帰る途中H S 神社の前辺へ来りたる処後ろより足音かしたる故振り返りて見ると男か髻騰げに為りて来て居りたるかH S 神社鳥居前辺へ行き

たる時後ろより突然何も云はず自分等の傘に触るものかあり其機に傘か自分等の背中に付く様に為りたるより自分は驚きて其場を逃け出す時に一寸振り返りて見たら薄暗くて充分には判らざりしか後ろより来りて傘に触れたる男は薄鼠色の鳥打帽を着し居り恰好か被告人らしくありたり被告人は禿頭のため昼にても夜にても薄鼠色の鳥打帽を着し居る旨の供述記載を摘示し

証人F T サイの当法定に於ける証言に八月六日の午前一時過頃私等かH S 神社前迄歸りたる際ハマヨか差して居た傘を後ろより引張りたる故私は吃驚して走つてA E 缶詰製造所の処まで逃けて行くとき振向ひて見たるも傘を引張りたる男の顔は判からざりしなり予審判事に対し私か驚きて其場を逃け出すとき一寸振向ひて見たら薄暗くて充分には判らざりしも後ろより来りて傘に触れたる男は薄鼠色の鳥打帽を冠つて居り恰好かN I 義一らしかりし旨申立たることなき旨の供述

証人T Y カメの当法定に於ける証言に自分か戸を締める時見たる男の着衣は緋の様な浴衣でありたりと思ふ旨の供述を摘示して弁護人か之を引用して本件の窃盜及殺人の犯人か被告人に非ざることをの証拠と為したる弁論の要旨を告げ

尚一般の証拠としてS E トメに対する予審調書証人Y G 繁藏の当法定に於ける供述被告人の供述並に其他の各証人の証言中前掲以外の部分被告人及証人F T サイに対する各予審調書中同人の当法定に於ける供述と重要な点に於て相違する部分、予審判事の検

証調書及附属図面写真、司法警察官の検証調書及附属図面写真、当裁判所の検証調書及附属図面写真を示し且押収の証拠物全部を示したり

法律關係は

他人の物を窃取したる場合は窃盜罪にして十年以下の懲役に処すること、なり居り人を殺す意思にて殺したる時は殺人罪として死刑又は無期懲役若くは三年以上の懲役に処すること、なり居れるか人を殺す意思はなくとも此の刃にて斬付ければ或は死するかも知れずと云ふ認識の下に斬付け死の結果を得たるときは殺人罪として同様の処分を受くること、なり居れり而して諸種の事情を参酌して右刑の範囲内に刑期を定むることになり居れりと告げ主問として問書記載の事項を示し

陪審長互選及評議答申方法に付注意を与へ評議室に退き慎重審議し公平に評議し答申すへき旨を命し問書及記録中の被告人に対する第一、第二回予審調書証人F T サイに対する予審調書鑑定人遠藤中節同香川卓二の各鑑定書及附属図面予審判事の検証調書及附属図面写真、司法警察官の検証調書及附属図面写真、当裁判所の検証調書及附属図面写真並に証拠物件中の証第一、七、八、十、十七、十九号を交付したり

2 「問書集」(『法曹会雜誌』第七卷第一〇号、一九二九年一〇月。後に、司法省刑事局陪審係編『陪審問書集』、司法省刑事局・一九二九年に収録)に収録された、「公訴事実ノ梗概」、「問」、「答申」は、次の通

りである。

(1) 公訴事実の梗概

被告人ハ十二年以前ニ妻帯シタルコトアルモ禿頭ナル為妻ニ嫌ハレ離別ト為リ爾來独身生活ヲ続ケ来リタル所昭和三年五月十三日頃広島市□□町Y M マサ方同居仲居業O M ハマヨト情交ヲ結ビ其後同人ニ対シ金品ヲ贈与シテ關係ヲ継続シ居ル中ハマヨハ他ニ情夫ヲ持チ被告ヲ嫌悪スルニ至リ被告人ヨリ金品ヲ受ケナカラ情交ノ要求ニ応セス被告人ハ悶々ノ情ニ堪ハサル折柄同年八月五日深更ハマヨノ稼業先タル同市□□町S E 飲食店ニ到リ戸外ヨリ窺ヒタルニハマヨハ他ノ男ト酒間ニ晤々セルノミナラス情交ヲ為セルカ如キ状況ナルヨリ被告人ハ嫉妬憤激ノ極ハマヨヲ殺害セント決意シ其ノ準備トシテ同市□□町金物商T S 武士之助方店頭ヨリ同人所有ノ匕首一本(証第七号価格約七円)ヲ窃取シ之ヲ携ヘテ前記S E 飲食店ニ立帰リタル所ハマヨハ既ニ同家ヲ立出テ居ルヨリ其後ヲ追ヒ翌八月六日午前一時頃同市□□町H S 神社鳥居前ノ路上ニ於テ右匕首ヲ以テ同人ノ背部ヲ突刺シ右肺ニ貫通セル刺創一個ヲ加ヘ同人ヲシテ之ニ基因セル内出血ノ為即死セシメ所期ノ目的ヲ遂ケタルモノナリ

(2) 問

主 問

第一、被告人N I 義一ハ昭和三年八月六日午前零時頃広島市□□町T S 武士之助方店頭ヨリ同人所有ノ匕首一本ヲ窃取シタル

モノナリヤ

第二、被告人N I 義一ハ同六月六日午前一時頃同市□□町H S 神社前路上ニ於テ匕首ヲ以テO M ハマヨノ背中ヲ突刺シテ同人ヲ殺シタルモノナリヤ

(3) 答申

主問、第一、然り
主問、第二、然り

⑤ 「竹原町の手柄の放火事件」昭和四年四月二十七日判決

1 『陪審説示集』(司法省刑事局・一九二九年一〇月)に収録された、「公訴事実の梗概」、「説示案」は、次の通りである。

(1) 公訴事実の梗概

被告人は知慮浅薄の者なる所昭和四年二月初旬頃旧年末の為居町O I 部落の青年団員の一人として其部落の夜警に従事同年二月六日午後九時過頃夜警備員詰所たるY U 武雄方に到る途中同所胡神社とY O ケイ方住宅との間小路中に落松葉を積重ねありたることを想起し之に放火したる上自ら夜警に際し他人に率先して其火災を発見し之か推賞を得んと決意し同松葉に放火するとき、ケイ方住宅を焼燬するに至るべきことを認識しなから直に所携の燐寸を以て該松葉に点火し其場を立去りたる所其火は右松葉よりケイ方住宅の一部たる西南側壁板に類焼し遂に該壁板幅約三尺九寸乃至四尺三寸高さ約一間半を焼燬し因て放火の目的を遂けたるも

のなり。

(2) 説示案（公判調書写に依る）

裁判長は陪審に対し

本件に付検事主張の公訴事実として予審終結決定書記載の事実を告げ

之に対する被告人の弁解の要旨は

公訴事実を絶対に否認し本年二月六日の夜十時過頃〇I部落のKM鶴三方より夜警の詰所たるYU武雄方へ行く途中YOケイ方と恵美須神社との間の路次にて火か燃え居るを自分か一番先に発見して火事しゃと叫ひたる為其附近の人か出て来たりて火を消止めたる事實はあれとも自分は其路次に松葉のある事は其際には知らざりしものにして翌日現場に行き初めて其事實を知りたるものなり而して自分の警察官に対する放火の自白は全然虚偽にして警察官より自白を強要せられたる為止むを得ず虚偽の自白を為したるものにして検事並に予審判事に対して為したる放火の自白も亦虚偽なるものなりと主張するものなり

依て本件に付て事実上問題となるべき点は本件の出火は被告人か放火したるものなりや否やの点にありと告げ尚弁護人主張の要旨を告げ

法律関係は

刑法第八八条には火を放て現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物を焼燬したる者は死刑又は無期若くは五年以上の懲役に

広島における陪審裁判(三) 補遺(増田)

処する旨規定せり焼燬とは焼く考へにて又は場合に依れば焼ける事があるかも知らぬと考へて放火したる結果建造物が独立して燃える程度に達したる場合を指称するものにして此の場合には本条に該当す而して放火したるも建造物が独立して燃焼する程度に達せざりし場合は放火の未遂となるものにして刑法第一百十二条には同法第八八条に未遂罪をも処罰する旨規定せり

本件か果して焼燬の程度に達し居るや否やは特に評議せらるべき点なりと告げ

証拠関係は

本件か検事主張の如き事実なりとせば放火の既遂となり弁護人の仮に主張する事実とせば放火の未遂となるものなるか本件放火の所為か果して被告人の所為なりや否や又其放火は既遂の程度に達し居るや否やを判断するに付ては犯行の原因動機犯行当時の模様行為の内容及其結果等を考察して之を決すべく之を決するには一に証拠に依るべく其証拠は当法廷に現はれたる被告人及各証人の供述並に先刻來証拠調の際解示したる各証拠書類並に証拠物件なりと述べ更に其各証拠の要領を説明し検事及弁護人の各主張の証拠の要領を一一摘示し証拠物件を示し懇切なる説示を為したり

2 『芸備日日新聞』(昭和四年四月二十八日)および『中国』(昭和四年四月二十八日)に掲載された「問」および「答申」によると、およびその次の通りである。

(2) 問

一四三(二四三)

主 問

被告O T秀雄は、昭和四年二月六日午後九時過頃、加茂郡□□町字□□Y Oケイ方住宅と恵美須神社のとの間小路中に於て、右ケイ方住宅の壁板に接触して積重ねてある落松葉に放火するときは、火は右壁板に延焼してケイ方住宅を燃焼するに至るべきことを認識しながら、燐寸を以て右落松葉に点火し其場を立去りたるため、火は右落松葉よりケイ方住宅の一部たる前記壁板に類焼して、其幅三尺九寸乃至四尺三寸高さ約一間半を焼燬するに至りたるものなりや。

補 問

被告人O T秀雄は、前記放火を為したるも、他人が消止めたる為

事件	判決日	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護人
①	昭和3・11・23	殺人未遂	傷害・懲役1年 (懲役1年6月)	S T 武夫 (19)	宮脇幸治 河邊義一 本田 等	樫田忠美	石川正義
②	昭和3・11・30	窃盗殺人	窃盗殺人・懲役8年 (懲役8年)	N I 義一 (36)	宮脇幸治 河邊義一 本田 等	樫田忠美	森保祐昌 秦 良一 田坂戒三
③	昭和4・2・20	殺人	殺人・懲役13年 (懲役15年)	N M 岩吉 (51)	宮脇幸治 河邊義一 本田 等	樫田忠美	林飛隆善
④	昭和4・3・18	現住建造物 放火未遂	非現住建造物 放火未遂・懲役2年	S T セツ (47)	宮脇幸治 河邊義一	樫田忠美	江藤直作

め、其火はケイ方住宅の一部たる壁板の前記部分を燻焼したるに止まりたるものなりや。

(3) 答 申

主問、然らず。

補問、然らず。

【資料五】陪審制度実施の感想

広島地方裁判所において開かれた陪審公判の概要は、「問書集」、「説示集」、刑事判決書ならびに「芸備日日新聞」、「中国新聞」などによると、左記一一件(①)~(⑪)の通りである。

陪審法が施行されて一周年を記念して発行された、『法曹会雑誌』陪審法実施記念号(第七卷第一〇号、法曹会・一九二九年一〇月)には、全国の裁判官・検察官などの陪審法実施に対する感想が収録されている。また、『法曹公論』陪審法施行三周年・新民事訴訟法施行二周年記念号(第三五卷第九号、日本弁護士協会・一九三二年一〇月)には、全国各地の二〇〇余名の法曹(大部分が弁護士)から、陪審法と新民事訴訟法についての感想が寄せられている。

ここでは、前掲『法曹会雑誌』に掲載された広島控訴院および広島地方裁判所の裁判官・検察官の感想と、前掲『法曹公論』に掲載された、広島弁護士会の弁護士の感想を紹介しよう。

(注) 全国の判事・検事・弁護士らの感想を分析したものは、林正宏「わが国陪審裁判実施後の反響 法曹らによる感想集から」(『法学セミナー』第三六卷第八号、一九九一年八月)があるので、参照されたい。

1 判事・検事の感想

①南谷知悌広島控訴院検事長「傍聴席より見たる陪審裁判」

陪審法実施記念号発行の機会に於て、私も在朝法曹の一人として、何にとか意思表示をする義務ありと心得まして此拙文を綴りましたが、素より狗尾続貂の譏は、甘んじて受ける覚悟であります。

私は我国に於て、果して能く陪審法を運用して、其効果を顕はすことが出来るか何うか、聊か懸念に堪へなかつたのであります。然るに實際は、私の懸念を全然裏切りまして、美事に運用せられたのであります。蓋し数年に亙る、司法当局の宣伝が、相当行届きましたため、都鄙を通じて、陪審法の一般的概念が、国民の脳底に刻み付けられた結果、陪審員として選定せられ、裁判手続に参与することは、独り国民としての公義務を遂行すると云ふ觀念に止まらず、之を榮譽とし、且つ又今迄、堅く門戸を鎖された裁判手続に参与すると云ふ好奇心も幾分手伝つて、踴躍出頭すると云ふ好現象を呈したと、信じます。

而して陪審員は法廷に於て、何れも真摯熱心なる態度を持ち、長時間に亙るも少しも倦怠の色なく、終始緊張気味を以て審理の進行に注意を払ひ、事実の真相を掴まざれば止まざる底の意気込を示されたことは、真に敬服に値ひします。私は傍聴席より、具さに此の光景を目撃しまして、誠に感激に堪へなかつた次第であります。併し是れは単に心配して居つた様な弊害がなかつたと云ふ消極的成功丈で、翻て果して然らば積極的に国民全般の生活上に如何なる利益を齎したかと云ふに、私は遺憾ながら、格別何物もないと率直に答へたいと思ひます。只一つの功績として、見逃すことの出来ないのは、裁判所と国民との接近であります。

私は従来一般国民が、裁判所の事に余り冷胆で無関心であるの

には実以て驚き入ると同時に慨歎に堪へなかつたのであります。然るに陪審法の制定に依り、国民が裁判手続に参与することになりましたため、陪審員を通して、国民との接触が頻繁になり、其結果国民の裁判に対する信頼が、一層厚くなるは勿論、是迄裁判所や検事局の事が分からなかつたため、生じた所の誤解や疑惑も一掃せられ、益々司法の威信を發揮すること、確信致します。換言すれば、陪審制度は裁判所と国民とを結び付け、国民の法律教養を促すと同時に裁判の民衆化に与つて力あることは、此制度が齎らした当面唯一の功績に数へなければなりません。私も此点で陪審制度を謳歌する一人であります。

次に陪審員の答申を見ますと、検事の意見と一致する場合と、一致せざる場合とがあります。一致せざる場合に於て、我々検事の立場から見て賛成の出来ない理由が多々あります。尤も未必事件付殺人と傷害との区別、或は放火と器物毀棄との区別の如き、法律的解釈が、素人たる陪審員の脳裡に徹底せざることは、恰も医師の所謂心神喪失若は心神耗弱が、我々素人たる検事から見て、到底承服出来ない場合があると同様で、是は決して無理でないと思存じます。成程裁判所は、陪審員の答申を採択して判決を下す場合が多く、不採択の結果、再陪審に付したのは、全国で纔に三四件に過ぎないのであります。併し之れあるがために、陪審員の事件に対する觀察が、常に正鵠に中れるものと論断することは出来ないであります。私は既に陪審制度を採用した以上は、万々一

の場合を除き、悉く其答申を採用すべきもので、再陪審再々陪審は、陪審制度の本旨ではないと信ずるものであります。縦し夫れが事実と違ふて居りましても、国民の参与に依りて清算せられ、被告人は素より国民も満足するのであらうと存じます。若し陪審員の参与に因りて絶対的眞実を希望するものがあれば、夫れは単に希望するもの、夢想に過ぎないのであります。

私が今日迄の実験に徴すれば、陪審員の答申が、常に検事並に裁判官の啓蒙に役立つものとは信じ難いのであります。率直に云へば、陪審員の参与に依り、眞実発見の上に、幾許の援助を得たるか、否却て事実の眞相を誤らる、危険の方が多くはあるまいかと存じます。適々専門家を裏切つて、事実に中ることがあつても、夫れは偶然であります。偶然の適中に眩惑して、全幅の信頼を払ふことは、非常なる危険が伴ふものであります。専門の検事、専門の裁判官が、其の職司の本領として、多年経験を積み研鑽を累ねても、猶且つ眞実を捉ふることは難中の難で、容易の業ではありません。況や何等法律上の素養なき、而も何等裁判上の経験なき陪審員が、如何に法廷に於て、熱心に審理の進行に注意し、寸毫も油断なき精勵振を發揮した処が元と是れ素人のみ。私は敢て陪審員の答申を輕視する訳ではありませんが、多年の経験率は、遺憾ながら、黒人たる専門家に遠く及ばないことを認めざるを得ないのであります。或る論者は曰く、黒人が余り其職業に捉はると、却て判断を誤るものである。陪審員は法律には素人であ

るが、常識を持つて居る。此常識は人間の実生活上に於て自然的心証を形作る。故に此常識は実験的眞実である。此常識に依りて事實を判断すれば決して間違はない。是が即ち陪審制度の根本觀念である。此議論は徒に陪審裁判を価値付けんが為めの議論でありまして、私は容易に左袒することが出来ません。若し常識の判断で以て事實の真相が攫まる、ものなれば、天下是れより結構なことはないが、いざ紛糾錯綜せる事案に当面した場合に、単に実生活上に於ける自然的心証許りで、其真相を抉摘することは、頗る困難な問題で今更ら喋々を要せないこと、信じます。畢竟陪審制度は、唯司法と云ふ国権の作用に、国民の参与を認めたと云ふ丈で、満足せざるを得ないのであります。

過去一年に互る裁判の結果より見て、概して陪審員の評決が、軽きに傾きたることは掩ふべからざる事實であります。其結果被告入及び其周囲の人々が、陪審制度の有難味を痛感せられたことは勿論であります。是を以て一般国民の声として受取るのは早計であります。私は過去約一年の実蹟に鑑み、而も此制度の運用には、巨額の経費が伴ふことを条件に入れて、一般国民が眞実此制度を何の程度迄感謝して居るであろうか、私が熱心に聴かま欲しきは、一切の利害関係を離れて、真に自由の立場に居る国民の声であります。

②今村恭太郎広島控訴院長「感想」

陪審裁判が行はれて一番に我々が良き結果と考へることは国民

が裁判事務に関与すると云ふことに付きまして、民衆が裁判というふことの意義を十分了解するに至る傾向のあることである。是が一番大きな結果と思はれる、其結果全般に裁判と云ふものは正義の活動に依る司直の府である、正義の殿堂であると云ふことを民衆が理解し随つて裁判に信頼することになる傾向のあるのは是が一番大きな結果と思ふのである。必ずしも其裁判自体が事實の真相に適合した裁判が出来るかどうかは疑はしい。併しながら誤つて重き刑罰を科すると云ふやうなことは免かれ得る事實であります。更に進で微妙なる事實の真相を捕へて其判断をするとか云ふやうなことに至つては此の制度が果して適當であるかどうかは疑義を免かれない。殊に此民衆の態度に付いて感ずることは、日本の陪審制度は純然たる拙籤主義で陪審員を選定することになつて居る。此制度が実施前には存外不十分なる陪審員が出て来るのではないか、十分の能力のない者が判断するのではないかと云ふ懸念もあつたのでありますけれども、實際行つて見ると極めて陪審員たる人が其陪審員たる権利義務を行うに熱誠で眞面目であつて、自分の事業を犠牲にしても出頭して、閑席者などは極めて少ない。人柄も極めて醇樸であつて公正の判断をしようとして云ふ考を持つて居るものが多い。其点から言ふと我々の予想は裏切られて陪審員は相当に立派な成績を示して居る。之は新制度の爲めに極めて賀すべきこと、思ひます。此趨勢を以てすれば民衆は漸々陪審員たる権利義務を十分理解するに至り裁判の眞義を諒解

し裁判の信用を増すに至るだらうと思ふ。裁判を受ける方の側から言つて此陪審制度を果して信頼して陪審の裁判を受けやうと云ふ氣風であるかと云ふと、今日も尚ほ成る可く普通裁判の方を受けやうとして居る、一般の民衆は陪審裁判を寧ろ危ないかのやうに感じて居る。危ないと云ふよりは控訴ができない一審限りだと云ふ所からどうも之を好まない。随つて法定陪審事件でも辞退が非常に多い、請求陪審は殆んど無いといつて宜しい。之は其日本国民性から出て来るのではないかと思ふのでありますが、どうも其郷党の人の前に顔を曝して裁判を受けることを日本人は嫌うらしい、それ故に陪審員の前で裁判を受けることを喜ばないやうなこともないではない、是れは陪審制度を主張し之は国民の要求なりと主張した説を裏切てをる様である。又今日迄の裁判が左迄不信用ではない、現在の裁判即ち陪審に依らざる裁判で相当満足でると思つて居るとも見られる。それから弁護士側よりも余り進んで陪審裁判を受けることを好んで居ない傾向が見へる。

さう云ふ訳で之は時代々々で段々変化して參るであらうが、実施当時の現況はさう云ふ有様である。結果の上から見ては必ずしも不良ではないが、今申上げた通り事実の真相にびつたり合うやうな裁判をし得るや否やといふことは疑ひがあるが、しかし誤つて重く罰すると云ふこともないことは利益があるに相違ないけれども、併し一面裁判と云ふものを民衆が理解し之を信用する程度が高まると云ふ上に非常に大なる効果を齎したものであるといつ

て宜い。其結果陪審法実施の結果は悪い結果であると云ふことは出来ないと思ふ。

裁判所の方から言ふと司法官が裁判に関与するに付て検事の捜査論告判事の審理及び裁判の方法も此陪審制度の実施により大に改まつて行かねばならぬ様になつたと思ふのであります。今日迄の通常の裁判に付ても審理の準備に訟廷に於ける審理の方法に充分に攻究を遂げ幾多の工夫を要する事は勿論でありますが、從來は此点は多少閑却され完全に審理の準備及び審理の方法等の攻究を尽されて居らぬ傾向がありますが、陪審法の実施により此点には全く新き研究と工夫を要する事となり、此方面に新天地を開発しなければなぬと云ふことに為たのであります、是が為めに司法官が司法事務を扱う上に付いて全く新紀元をなして居るのである。之は裁判事務の上に非常に結構なことであつて、將來此方面にどれ丈の進歩發展を見るか分らぬが、兎に角從來余り重きを置かれて居らなかつた審理準備及び其工夫に就いては亦偉大なる變化進歩を見ることではなからうかと想像されるのである。之は民事事件に付ても改正民事訴訟法が行はれて矢張り同様にならうと考へるのであります、少くとも陪審制度の行はれた時に予審公判の審理の上に於て全く新しき一變化を來せることは疑ありません。恐らくは検事として捜索及び論告に於ては全く新しい攻究をしなければならぬこと、思ひます。殊に陪審法廷に於ては裁判上の経験なく又法律上の智識を持たぬ陪審員をして其事実關係を理

解して判断を為すに至らしむるは、判事の訊問も検事の論告も裁判長の説示も、之に副ふ様な考量を費さねばならぬと存じます。其何れか良く陪審員の心裏を支配すべきかは、判事の訊問及び説示と検事の論告の技術其徳望如何に基因するものにて、判事も検事も充分なる攻究を遂げねばならぬ事であつて、此点よりするも洵に司法事務取扱上の一大革新期であると私は考へ居る次第である。

③伊藤久次郎広島地方裁判所長「陪審雜感」

広島地方裁判所に出頭したる陪審員は陪審法実施前一部の人々により懸念せられたるが如く陪審員として裁判所に出頭することを迷惑がるものは絶てなきもの、如く見受たり、只に迷惑がらざるのみならず陪審員として呼出を受けたることを以て頗る名誉とするもの、如し、各事件共陪審員の欠席者少く而して多くは早朝より出頭し指定の時刻より遅れて出頭したるもの殆んどなし、服装に付ても一部の人々より見苦敷服装にて出頭するものあるにあらずやと懸念せられたれど何れも洋服若くは羽織袴にて出頭し見苦敷服装にて出頭したるものなし、中には平常、袴を使用することなき人なるべきが袴を風呂敷に包み携へ来り公判廷に入るに及んで着用したる人ありたり。

抽籤に漏れたる人に対し後日或機会に於て感想を尋たるに抽籤に漏れたることを頗る遺憾とする旨及他の抽籤に漏れたる人々も同様の感を懐き居たる旨申述たり。

公判廷に於ける陪審員の態度は頗る真面目にして熱心に傾聴し倦怠の模様なし陪審員の多くは要点らしき所は一々筆記し証人に對し訊問を求むる事項の如きは頗る適切のもの多し。

陪審員は各其地元へ帰りたる後何れも裁判の模様を詳細に知人に話し知人より順次其知人に伝へ自然に裁判の実情を世人に知らしむるに非常に効果あるもの、如し、目下一般に考究せられつ、ある証人出頭義務の宣伝の如きも陪審員をして、其関与したる陪審事件の実験によるも証人の出頭は事件の審理に欠ぐべからざるものにして若し呼出を受けたる証人にして出頭せざるときは事件の審理に非常なる差支を来すものなるを以て呼出を受けたる証人は万障を排して出頭するの必要あることを宣伝せしむるときは其の陪審員の実験上必要なりとするの宣伝に係るの故を以て世人をして証人として呼出を受けたる場合には万障を排して出頭せざるべからざることを知らしむるに非常なる効果あるべしと感したり。

陪審公判に於ては術語、又は難解の語を避け可成平易にして解り易き文言を用ひ陪審員をして能く筋道を会得せしむる様勉むるを必要と感したり、而して現場の模様は検証調書附属の図面を拡大したるものを作成し置き之れにより訊問し若くは論告することには陪審員をして能く了解せしめ得べしと感したり。

陪審員は概して感情に捕はれ易く雄弁なる検事の論告よりも巧妙なる弁護士弁論よりも老練なる裁判長の説示よりも被告人の態度、陳述の模様、被害者又は被告の反対側に立つ証人の態度、

陳述の模様により感情的に事実の判断を為すにあらざやと感じたり。

或る機会に於て陪審員たりし人に感想を尋ねたるに検事の論告、弁護人の弁論、裁判長の説示を俟たず証拠調終了の時に於て既に意見定まり居りたりと述べたり、殺人、放火等の筋道簡單なる事件に於ては検事の論告、弁護人の弁論、裁判長の説示を俟たず事実を判断する陪審員相当にあるにあらざやと感じたり。

④宮脇幸治広島地方裁判所部長「陪審公判に於て注意すべき諸点」

我国司法制度に一新時期を画したる陪審法の施行せられてより茲に一周年を迎ふるに当り其実務に携はる吾人は種々なる尊き体験を得たと共に予期せざる幾多の困難なる問題に遭遇し斯法の円満なる運用を期するが為には更に大に努力を必要とするものあるを痛感す。

当裁判所に於ては陪審法施行以来昭和四年七月末迄の間に於て陪審公判を開廷したるもの七件にして評議の結果は殺人窃盜、殺人、殺人未遂、強盜傷人各一件は孰れも主問を肯定し殺人未遂一件は補問（傷害）を肯定し放火未遂二件の内一件は補問（公訴事実）に於て人の住宅を焼燬する為め媒介物と為したりと認めたる納屋のみの放火未遂）を肯定し其他の一件は主問（補問なし）を否定したるが裁判所に於ては孰れも其答申を採択して判決を言渡したり。

広島における陪審裁判（三）補遺（増田）

余は叙上の如き乏しき経験に基き茲に所感を披瀝するは僭越の誹を免れざるべしと雖左に其二三を摘録して先輩各位の叱正を乞はんと欲す。

第一、陪審費用の關係上公判は成るべく一日に終了するを可とするの説ありと雖も早朝より深夜夜半に至る迄審理を継続し陪審員の疲労を顧みず強て一日に終了せんとするが如きは大に考慮すべきことなり、陪審員の法廷に於ける態度は予想以上に真面目にして審理及弁論は微細の点をも漏れざらんに務むるの風あり、而かも陪審員の多数は斯る座席に慣れざるを以て終日陪審員席に座することは最も苦痛とする所なるが故に仮令休憩度数を多くして其疲労を緩和することに務むるも尚且夕刻に至れば大に緊張を欠ぐの感あり、斯る場合に強て最も重要な弁論及説示を為し評議を為さしむるが如きは適正なる措置なりと云ふを得ざるべし、須く事件の内容を精査し軽重難易に従ひ期日の指定を為さざるべからず。

第二、公判に喚問すべき証人の範囲に付ては、予審に於て訊問したる証人は成るべく之を喚問する方針をとるものと之に反し重要な証人に限り喚問し其他は成るべく調書を援用せんとするものとあり、其方針区々にして一定せざるの感ありと雖、公判に於て訊問する証人の数多きに過ぐるときは陪審員の脳裡を混乱せしむるの虞あり、而して調書の摘読は細心の注意を払ふも陪審員の脳裡に印象すること浅く其要点を捕捉すること難きを以て、公判に

喚問すべき証人の範囲に付ては慎重の注意を要するものありとす。第三、陪審員をして証人の供述する要点を捕捉せしむるが為めには、其訊問の順序並に各証人に対する訊問の内容に付き細心の注意を必要とす。

第四、陪審員は法廷に於ける被告人並に証人の態度に因り感情を支配せられ為めに正鵠なる評議を為すを得ざるの虞なしとせず、殊に被害者若くは捜査に従事したる警察官吏を証人として訊問する場合に於て、此等の証人の態度如何は陪審員の脳裡に影響すること甚大なるものあるを以て、此等の証人を尋問するに当りては被害者が被告人に対する反感により若くは警察官吏が職務に熱心なるの余不知不識の間に陪審員の感情を害するが如き態度に出でざらしむる様細心の注意を払はざる可らず。

2 弁護士感想

⑤早川六郎(尾道)

施行尚早の感あり。努力と経費の割合に社会上に好影響の大ならざるを想ふ。

⑥佐藤芳松(福山)

何分欧米での持て余した制度の真似た訳か更らに機敏なく、厄介披ひにされつ、あるの感之在候。

⑦失名氏(広島)

イ、陪審裁判辞退を被告人に強要する形跡あり。ロ、無用の長

物視する以上は寧ろ廃止するに如かず、日本の裁判は公正摘実敢えて斯法を要せず。

⑧秦良一(広島)

陪審法は陪審員の常識判断が中心を為さなければならぬ、然るに現行の如く裁情主義的関渉主義的では駄目である。陪審法を活かさんとせば一、説示の廃止、二、証拠書類中訊問調書は陪審員に交付せざることせねばならぬ。

⑨林美一(広島)

実績振はず、本制度は現時の我国民情に適せざるものと思料す。

⑩富島暢夫(広島)

理想としては存置可なるも実行としては功績覚束なし。

⑪佐藤五三(広島)

理論上の美名に拘泥し実際に合致せざる法規にして陪審無用なりとす。檢察制度の改善を計りなば日本の司法官は全然一任して裁判の公正を期すること挙げ得て遺憾なしとす。

⑫水田謙一(広島)

国民は一般に之を迷惑視し、被告人亦之を危険視す、改善するにあらずんば其成果を疑ふ。

⑬田坂戒三(広島)

「小さな思出 陪審裁判の失敗」『会報』第三三号、

広島弁護士会・一九八二年八月

昭和二年陪審制度が執行されるに当り、広島では別棟の法廷が新築された。判事、検事、書記の席は従前通り雛壇にあったが、

弁護人席は左横、陪審員席は右横で対向して居り、被告人席は弁護人の前に、証人台は裁判長の正面下に設けられた。陪審裁判に期待を懸ける者、不安を持つ者相半ばしていたが、何しろ初の陪審裁判と云うので、当時の広島控訴院長今村恭太郎外地裁所長達多数が臨席傍聴された。事件の内容は、朦朧えながら大様次の如きものであった（記録は戦災で焼失した）。

被告人は某料亭の調理師を勤めていたが、料亭の仲居某女と馴染み、夫婦約束をし小料理店を営むことを企て、その準備に小舗を探していたところ、彼女は秋風を吹かせるようになり、被告人が内々調べた結果若い好い客のあることが判かった。憤懣に堪えない被告人は、雨の或夜、彼女を詰問した拳句喧嘩となった。彼女は飛出し、番傘をさして逃げた。被告人は、彼女が客の前にへ出れないよう傷付けてやろうと考え、出刃包丁を携え、追いかけて傘の後ろから刺した。女は転倒した。被告人は、彼女を病院へ運んだ。然し、翌朝死亡した。解剖の結果は、死因は出刃包丁による傷害のため出血多量とされていた。大先輩森保祐昌先生に従って、私も弁護人席に着いた。この事件の特色は、被害者が死亡したのと喧嘩や夜雨中で刺傷の場を見たと言う証人が居ない点であり、被告人は、殺意を否認していた。

事実調の後、検事の殺意に因る旨の論告があり、弁護人は被告人等両者間には既に夫婦関係も生じ、小料理店経営の計画も樹てていた、彼女を病院に運んだのは被告人であることなど、殺意は

無いと主張した。裁判長は（名を秘す）陪審員に対し、犯罪事実並に証拠を詳細に説示した後、殺意に因るものか否かの答申を求め、陪審員の合議を得るため暫時休憩を宣せられた。裁判長の説示中には、弁護人として納得でき難い点もないではなかった。

再開の劈頭、右説示に対する弁護人の意見開陳を求めたが拒否された。答申書は「殺意に因るものである」とし、裁判所は之を受理された。万事休す。後は裁判所に対する情状論のみである。私は感じた。陪審員に対しては、裁判所、検事、弁護人に質疑を行う機会を与えるべきではなからうか。又弁護人に対しても、答申合議前に裁判長の説示に対する異議申立並に反論の機会を与えるべきではなからうか。

陪審員は、市町村の推薦による有識の素人であり、裁判長の説示を非常に重視したことは否めない。殊に答申を受理されるまでは、缶詰にされ外界との交通遮断、門外不出、常時行動監視、先入感を持つ惧があるから新聞、ラジオは禁止、全く窮屈の極である。勿論合議の内容については箝口令、答申が裁判所の意見と喰違うときは、陪審遣り直しということもあって陪審員はかなり疲労されていた。

後日の談であるが、「二度と斯う役を引受けるものではない」と或陪審員は洩らした由である。被告人は、「何あに素人どもに判るものか」と嘲笑し納得しないのである。期待は外れた。失敗に了った。俗人を裁判に陪え、事実認定の判断を求めることは、当

時の世相には合わないと思えた。以来広島に於いては、陪審裁判を申立てた者は居なかつた。

外国の陪審制度と日本の夫れと、又社会生活にもかなり隔りがあつて、合理化が困難なのであろう。これから先、世代の変遷に伴つて、今後の研究課題ではなからうか。

（注1） 田坂弁護士は、②広瀬町の美人仲居殺し事件（昭和三年一月三〇日判決）の弁護人の一人である。この「小さな思出 陪審裁判の失敗」は、回想であるためか、事実関係が、新聞記事、説示、第一審判決、上告審判決に見える事実関係と大きく異なつて記憶されている。すなわち、田坂は傷害致死の主張をしたというが、実際は無罪を主張したのみで、傷害致死の主張はしていない。しかし、裁判長の説示（調査上は論告であるが、弁護人の弁論の後に行ったものである）に対して納得でき難い点があつたことは、上告審判決に見える弁護人の主張からうかがうことができる。

（注2） 「田坂戒三の履歴」 追加

広島弁護士界少壮派の一異彩。元氣満々として機鋒甚だ鋭く、語調明晰にして、弁力に富み、一味俊敏の氣眉宇の間に溢る、快活の好男子である。蓋し、意氣と云ひ、口氣と云ひ、才氣と云ひ、将又明瞭一段と冴へたる頭腦と云ひ、一朝風雲の機に会すれば、屹度目覚ましき飛躍をみせるであらう。

君は、高田郡刈田村の出身で、明治三十年十二月二日生れと云

へは、当年丁度二十九歳の血氣盛りである。父は、田坂佐五郎氏で、家は代々庄屋を勤めた相当の家柄であつた。幼少より出来がよく、又頗る負け嫌ひで、長ずるに従ひ、聰明機敏の天性は、益々鋒鋭を露はした。或時、村の某より非常なる侮辱を受けて、無念骨髓に徹し、大に争つてみたが、結局有耶無耶に葬り去られた事があつた。畢竟、かゝる屈辱に甘んずるの余儀なきに至るのも、法律上の智識がないため、権利の上に眠らねばならぬとあつて、爾来法律研究に志し、将来弁護士となつて、世の弱者の味方とならんと決し、森田卓爾の許に書生として住み込み、約五ヶ月間機敏に立廻はり、痒き所に手の届く程、自己の職務に忠実であつたから、森田も大に其才氣に感じたと云ふ。後、裁判所書記に在職し、閑あれば法律書を繕き、一心不乱に勉強し、屢々夜を徹した事さへある。其後、上京して日本大学に入つたが、成績優等で、而かも記憶力の強き、一度眼を通したものは決して忘るゝことなく、理解に明敏で判断に長じ、如何なる複雑なる難問も瞬時に解答して、教授や同級生を驚嘆せしめたものである。在学中、弁護士試験に応じ、受験人員二千八百八十四名に対し、及第者二百六十二名中で三十番目の好成绩にてパスしたのである。何と其頭腦の明晰と才幹の澀刺たるかと窺はれるではないか。斯くて、弁護士の資格をたる君は、益々法理の研究に熱中し、翌大正十二年四月日本大学を卒業し、前東京地方裁判所長（注、部長が正しい）として名判官の間へ高かりし、東京名川弁護士法律事務所に入りて、弁

護事務の実地を見学した。刑事事件は、君が最も得意とする所で、民事は之に継ぎ、弁護頗る巧妙である。嘗て、二十六歳の時、宮城地方裁判所に於て民事事件の訴訟代理人となり、東京弁護士中の老練家某々二名を向ふに廻して弁論し、見事に勝訴して大に喝采を博した事もある。大正十三年六月、現所に法律事務所を開設し、至誠と勤勉とを標榜して、雪冤伸権の業務に従事し、広島弁護士界の活舞台に飛び出したのである。

君が幼少時代に受けた侮辱が、即ち今日弁護士となった動機で、弱者の悲哀が深く、銘肝鏤骨されてゐる為めであるが、世の弱者に対しては一段の同情心を持って、心の底から熱心に親切に世話をするから、日に月に名声を高めつゝある。態度も謙遜で、気障高慢の点がなく、殊に才媛の聞えある令閨伊勢子夫人は、才色兼備の上、外交的手腕に秀で、ゐるから、毫も内顧の憂なく、十二分に驥足を伸ばすことが出来やう。大に春秋を持つてゐる君の前途は、甚だ多望である。趣味は、法律の研究、読書、囲碁（藤木 溥溪・編『広島県人物評伝』続編、広島通信社、一九二五年四月）。

【資料六】司法省陪審宣伝各地法況

1 「法律新報」昭和三年三月二十五日

●広島控訴院管内陪審法宣伝

去る四日岡山を皮切りに、聴衆殺到して熱狂的歓迎

広島における陪審裁判（三）補遺（増田）

岡山にて 友次特派員

司法省の陪審制度宣伝は、東京控訴院管内は随時行ふ外、本年一月以来のプログラムは、総選挙の為め一ヶ月遅れとなつて、広島控訴院管内は本月初めから開始された。即ち、司法省から特派された一木司法書記官一行は、去る二日夜東京を出発し、三日岡山着、直ちに森岡山地方裁判所長、和田同検事正と会見、会場其他の準備に付き打合を為し、四日の日曜日を期し、同地で最大講堂を有する西中山下深祇尋常高等小学校を会場とすべく、予て森所長の手依り準備万端些の遺漏なく整頓し、加ふるに活動写真の宣伝行き届きたる為め、開会前既に多大なる人気を呼び、市民の多数は陪審員資格者たる否とを問はず、時の到るを待つて居た。

当日定刻六時前から、会場指して犇々と詰め寄せる聴衆は堵をなして、入口の案内係は尽く面食ひ、忽ちにして満員詰詰の盛況で、優に三千五、六百名を収容したが、尚門前には堵を為して、千余名の聴衆は空しく帰るもの、或は窓外より覗くもの等、黒山を築くの盛況であつた。開会前余興として「若人の血は躍る」と題する各種の運動競技、両国の川開、秩父宮殿下のアルプス登山等の実写を映写して聴衆を慰め、六時森所長の懇切なる開会の辞に次ぎ、

広島控訴院大原判事は、満場の拍手に迎へられて登壇、「陪審員の心得べき事項」の題下に、陪審の概念から説き起し、陪審の

組織、陪審の資格を説明し、「陪審員となることは、名誉ある国民の義務である、と同時に尊き権利であるから、陪審員として呼出を受けた場合は万止むを得ざる場合の外、出頭しなければならぬ」旨を説き、「斯種の公義務は、国民の公徳心に俟つべき所であるが、近年我国民の公徳は、著しく進歩して居ることは、曩きの総選挙に於て棄権者が極めて少かつたことに徴しても明らかであるが、而かも英国等の實際に比するときは、尚相当の進歩を要する点がある」と、ロンドン裁判所の実況を語り、陪審員に親切なる警告を發し、陪審員は如何なる場合に於ても、全然白紙の態度で良心に従ひ正しき判断を下し、以て裁判官を補助せねばならぬ旨を述べ。

次で、一木司法書記官は、「陪審制度の精神」と題し、先づ各地共本講演は非常に人気を呼んで居るが、当地に於ても「今日の如く多数熱心なる会衆を見たことは、陪審制度の前途甚だ多幸である」と如才なき挨拶を述べ、陪審制度の眞の精神は何処にあるか、裁判とは何であるかを説明して、「裁判は大きく云へば国を治め、天下を泰平ならしむる原動力である。裁判は正しきものを常に保護し、不正のものに対して制裁を加ふるのが目的であるから、裁判正しければ国力は増進し、国民は安んじて各自の業務に従事することが出来るが、裁判にして正しからざるときは、民力は衰へ国家は終に滅亡を来さなければならぬ」と、仏国王朝滅亡の実例を引き、更に「裁判は、裁判官といふ官吏のものではなく、国民

のものである。国民の裁判であることは、陪審制度が仮に布かれなくても、其の理に變りはないが、陪審制度が布かれた以上は、更に一層之を明瞭に認むることが出来る。斯様な次第であるから、国民の総てが郷土愛を有することが自然であると同様、愛国心のあることも勿論であるから、裁判に対しても愛がなければならぬ。之れは、独り陪審員に選ばれたものばかりでなく、老幼婦女も共に此の裁判愛を心掛けて貰ひたい。「立憲政治は、民意に問ふことを以て主眼とする。然るに、裁判に於てのみ、従来民意に問ふべき方法がなかつたのであるが、陪審制度が布かれる以上、裁判に国民与論を反映せしむる時期が到来したのである。故に、其の与論は正しきものでなければならぬ。決して、感情に駆られて色眼鏡を以て見るやうなことがあつてはならぬ」と述べ、カイヨウ夫人の例を採つて、我国に於ては斯の如きは、到底容るべからざる旨を説明し、最後にアメリカ独立記念碑の前に於ける某国士の演説を引用して「政治は国民の政治である。国民の手に依つて行はるべきものでなければならぬ。陪審制度は、国民の陪審制度である。故に、国民の手に依つて行はれ、其の完璧を期せなければならぬと、雄弁滔々、聴衆を魅了した、大なる感動を与へて降壇。之より映画「屍は語らず」の映写に移り、多大なる興味と實際智識を与へて、午後十時終了した。

●岡山管内に於ける一般法況と陪審法周知徹底の状況

森岡山地方裁判所長談

前橋の所長から岡山所長に栄転した森榮氏は、赴任以来鋭意事務の改善と陪審宣伝の爲め、日夜粉骨碎身の努力を続けて居るので、弁護士会からも非常の感謝の念を払はれて居る。氏は、同管内に於ける一般法況及陪審法周知状況に付き、左の如く語られた。

岡山地方裁判所は、民刑を通じ其取扱件数六大都市に亞ぎ、特に予審件数は東京、大阪、神戸に次ぐ件数を示し、全国希有の小事争議地なるが爲め、其調停事件も亦毎年数百件に上り、多忙を極めて居りますが、幸に今村控訴院長の御指導と当庁職員の勤勉努力に依り、近時大に事件を整理し、其成績を挙ぐることを得、私が赴任当時とは其面目を一新し、勾留被告人の如きは著しき減少を見るに至り、大に悦んで居ります。斯る状態でありますので、陪審法施行の暁には、必ずや相当の陪審事件を取扱はねばならぬこと、思ひ、其準備に付格別の考慮と微力を尽して居りますが、今日迄に爲し来たことの概要を申しますと、先づ検事局の各位と共同して、裁判所側の者も手分をなし、各地に出張、民衆に対し、法の精神宣伝に勉め、大体岡山県下重要な地に於ける講演を終りまして、昨今は私が、専ら農閑の季節、常務の余暇を利用し、本年の陪審員候補者を各地に集め、親しく之と面接し、其訓育に勤め、既に七十有餘所を済ませました。又、管内職員も其準備研究を怠らず、今村控訴院長指導の下に種々方策を立て、実施後遺憾なきを期して居りますが、其一方法として、事件を選定し準陪審事件と名付け、予審の取調は勿論、公判準備手続其他に付陪審法

の精神を応用し、弁護士諸君にも特に同様の注意を払ひ準備に勉めて貰ひ、其事件に当らるゝことにして居り、其成績頗る良好、事件の進行を早め、被告人をして満足せしめ、事実の真相を得ることが出来る様であります。時には、当地の陪審員候補者に其事件と期日を通知し傍聴を爲さしめ、予め審理の模様其他訴訟の気分を会得せしむることに努力して居ります。

●賭博と農民の思想悪化が名物

和岡岡山地方裁判所検事正談
本年一月大阪の次席検事から岡山検事正に栄転した和田良平氏は、赴任匆々議会の解散に逢着し、管内隈なき巡視、検事正会談等で、殆んど席暖まるの暇なく、大車輪の活動を続けて居る。従つて、未だ当管内の一般状況は殆ど判らぬと、予防線を張つて、次のやうなお話があつた。

今回の総選挙では、当管内は違反事件は比較的尠かつたやうであるが、今日までに取扱つた事件は約五十件、起訴したものが二十件位のものである。しかし、今尚捜査中のものであるから、今後も相当事件は出て来るものと思はれる。一体今度の選挙は、何処も同じことではあるが、余りに法律が細かく出来て居るので、取締り方も取締られる方も、容易のものではないが、一般に形式的の違反はなるべく注意位に止めて、検挙に最も力を注ぐのは、選挙の公正を害するもの、即ち実質的金銭の授受、或は予約等であるが、而かも今度の選挙では、斯種のものも非常に巧妙になつ

たやうで、例へば同じ買取にしても早く選挙人の手に渡せば暴露し易いと云ふので、或る元締が相当の期間握つて居て、ほとぼりの冷めた頃授受しやう、と云ふやうなものが可なりあるらしい。之れは、容易に手が付けられない。併し、苟も其の形跡がある以上遅かれ早かれ発覚の時期は来るものと思ふ。

此の管内で特殊犯罪と見るべきものは、賭博である。賭博は昔から非常に多い所であるが、之も休日とか祭日に素人が手慰みにするものよりも、所謂博徒渡世の者が到る所に居て、之れが常に横行するのである。賭博に関する法律が改正になつて以来、大分足を洗つて正業に就いたものがあると聞いて居るが、それでも他に比して非常に多い。博徒に対する検挙は、自然峻烈にする必要があるが、併し徒らに数字を残すのみが能でないから、成るべく正業に就かしむるものは、それ〳〵其の方法を講ずる方針である。思想の方面から見ると、岡山は中国随一の悪化地である。小作争議の如きも、一時は非常に恐るべき状態であつたそうだが、今日では、争議も余り起らない、と云ふのは農民が熱し易く冷め易いと云ふのか、或は時勢に勝つて居るといふものが或土地で思想が高調に達して来ると、必ず其処には事件が起る、事件が起れば必ず団員が減少すると云ふ現象が、終始一貫して居るやうである。岡山に於ける小作争議の元祖は、藤田農場であるが、今は争議の中心が他に移つて居るやうである。つまり、ブローカーは常に新しい所を狙つて、新開拓をするのであるから、ブローカーの動く

所に、常に中心が移動して行つて居るのである。

● 岡山の誇りは法曹の一致固結

岡山弁護士会長 藤田和孝氏談

岡山弁護士会と裁判所は、従来非常に円満に一致融合して居たのであるが、昨年の司法官、弁護士会長合同で、原法相から提議された、司法官と弁護士との協議会が各地に出来、当岡山に於ても早速それが作られて、最早数回の協議会を開いて居るが、今年も去る一月に判検事、弁護士の懇親会を開き、今後尠くとも春秋二回の懇親会を開くことになつて居るから、兎角理屈張つた法律家から、岡山丈けは屁理屈は跡を絶つて居るものと云へるのである。その代り弁護士会では是とすることは、決して容赦せずドシ〳〵申出でる。或時杯は、或判事が弁護士側の意に満たないと云ふので、早速所長に談判した所、所長も早速弁護士側の意を容れて善後所置を採つたことがあるが、之れは、常に在朝在野の法曹が、意思の融和を図つて居る証左で、他に對する特色として、誇るに足るべきことを確信して居る。かやうに官民の意思が一致しているから、事件の進捗も極めて順調に行つて居る。小作争議の如きは、大阪以西では岡山が一番起つたのであるが、当時は裁判所も非常に混雑したのであるが、之れには、裁判所の努力が一通りでなかつたために、比較的早く終熄し、今日では大抵は調停で纏りが付いて居る。此点が高松等とは較べものならぬ程、県民の理解も早く、裁判所の努力も感謝しなければならぬ所である。

一方、弁護側からしても、小作争議の如き一種の社会問題に対しては、余程手加減をして掛り、決して峻烈な攻撃防禦はしない。此点は争議渦中にあるものも、理解して手ひどいことはしない。

双方諒解の下に、当局の機宜を得た敏速な措置と相俟つて、今日では忌はしき問題は、今や殆んど跡を断つに至つたと云つても宜い位である。弁護士会の方も亦極めて円満である。目下岡山在住の弁護士は三十八人であるが、其の間には政党政派には、種々色分けも出来るが、弁護士会としては、何れも一致団結で異分子の気流は全然ない。従つて、会長其他の役員選挙の如きも、年々殆ど満場一致で行はれ、又弁論の如きも常に協調して、時間の節約を図ることに務めて居る。之等が先づ、岡山弁護士会の誇りとする所である。

●岡山の陪審模擬裁判

司法省の諒解の下に全国巡業中の月岡一樹の一行は、陪審模擬裁判劇「裁かる、日」の興業を為すべく、過般岡山市に來り、裁判所の諒解の下に藤田、小脇岡山弁護士会正副会長並に弁護士吉岡榮八氏等の斡旋に依り、去る九日より十一日まで三日間、岡山劇場に於て興業したが、裁判長は初日藤田和孝氏、二日目岡本佐市氏、三日目家本爲一氏等が任に當り、其他陪審員、判事、検事、弁護士等は何れも、各弁護士其の任に當りたる為、連日満員の盛況であつた。

広島における陪審裁判(三) 補遺(増田)

2 「法律新報」昭和三年三月二五日

●広島控訴院管内

第二班 広島にて 友次特派員

広島控訴院管内陪審法宣伝は、既報の如く、去る四日、岡山市を皮切りとして行はれたが、其の後の概況は、左の如くである。

△津山

岡山地方裁判所管内津山町に於ける司法省陪審法宣伝は、去る五日午後六時から津山町朝日座に於て行はれた。会場は同地一流の場所であるが、惜むらくは定員千名と云ふのであるから、雪崩れ込む会衆は忽ちにして満員となり、辛ふじて千五百名を容れ、空しく帰つたもの約千名の多きに達したことは遺憾であつた。開会前、例により数種の実写映画を観せ、六時半になると、岡山区裁判所赤堀監督判事が開会の辞を述べ、次で広島控訴院判事小原利文氏は「陪審員の注意すべき事項」(岡山に於けると同趣旨の講演)を為し、次で司法書記官一木輪太郎氏は「陪審制度の精神」(同上)なる題下に演了し、終りて、「屍は語らず」の映画を写して、観衆をして多大なる感銘を与へ、陪審法の概念を智得せしめ、十時過ぎ散会した。

△西条

一木司法書記官の一行は、津山の講演了をへて六日早朝津山を発し、岡山、高松を経て六日愛媛県西条町に到着した。之れより先き、西条町では境澤松山地方裁判所長、福岡同検事正、河崎監

裁判事、弁護士会員等の尽力で会場を定め、陪審員候補者に対しては一々案内状を發し、市内には要所々々に立看板を出す等、準備万端行き届き開会を待たれて居た。会場と定められた旭館は、同地第一等の常設館であるが、是亦定員千名と云ふので千五百名を収容して、他は空しく帰すの余儀なきに至つた。同町では、先づ同地在住の弁護士原田光三郎氏が開会の辞を述べ、次いで大原判事、一木書記官の講演があり、例に依る活動写真の映写があつて、十時過ぎ散会した。同地は、可なり遠隔の地に居る陪審員候補者が、泊り掛けて來聴したものが相当多数あり、主催者側では斯の如き熱心の者には非常に感謝したのは、寧ろ当然のことである。

△松山

松山は、地方裁判所の所在地である。準備万端、西条のそれ以上に行き届き、市中では早くも人氣が沸騰して居た。講演会は、九日午後六時から杉山館で開かれたが、当日は此地方稀に見る豪雨であつたにも拘らず、聴衆は雨を侵して犇々と詰め寄せ、忽ちにして約三千人を容れ、満員札止の盛況を呈した。此の前日の八日は、久宮内親王殿下薨去あらせられたため、司法省では松山丈だけは活動写真の映写を中止せしむべく命じたが、自發的御遠慮は八日丈と云ふことになつたため、九日は予定通り活動写真も映写することになつたので、主催者側も聴衆も大満足であつたことは無理からぬ所である。講演会は、松山弁護士会長野本半三郎氏の

開会の辞に依つて始まり、一木書記官、大原判事の講演あり、境澤所長の閉会の弁で散会した。

△広島

日程としては、尾道を先に広島を後にする予定であつたが、行程の都合により、広島市を先づ行ふこととなり、広島では十一日午後六時から寿座で講演会は開かれた。同地は人口二十万、中国一の大都會であり、主催者側からは、全管内陪審員候補者には津々浦々まで案内状を出してあつたので、遠來の聴衆も相当多く、殊に日曜日であつたために、会場に参集するもの数知れず、漸くにして三千人を容れ、他は入場を謝絶するの余儀なきに至つた。伊藤所長の開会の辞に次ぎ、一木書記官、大原判事の講演並に活動写真の映写があつて、聴衆を頗る感動せしめて閉会した。

△尾道

尾道の講演会は、十二日午後六時から偕楽座に於て開かれた。是れ亦忽ちにして千五百名を収容して満員となり、他は入場を謝絶した。此所は一木書記官一行の最終の講演場である。各地の例に依り、陪審員候補者多数の出席あり、一般の聴衆も頗る熱心に聴講した。中場監督判事の開会の辞、一木書記官、大原判事、同管内に於ける最後の熱弁を揮ひ、多大なる感動を与へ、午後十時過ぎ閉会した。

●証言義務の理解に最も努力して居る

今村広島控訴院長談

広島に来てから恰度半歳になる。其間何をしかかつて、此の短期間に何も出来る訳はない。管内は一応巡視したが、たゞ岡山の奥の方に在る高梁丈けは、未だ行かない。その外は、全部巡視済みだから、一般事務の状況、人事行政等に就ても、其基礎的概念は得たつもりで居る。凡そ仕事と云ふものは、積極的に行らうと思へば、幾らでもあるものだが、之れに反して唯職務丈けを守つて居れば宜しいと云ふならば、現在の職務は誠に閑散である。管轄の面積こそ、東京の数層倍あるが、人の数から見れば全管轄を合して東京の地方裁判所位しかないのであるから、人事の点から云つても、遊び半分でも出来ないことはない筈だが、私の性分として、さうもして居れないので、人事の方は昨年末の異動を一応済ましたから、其の後は事務の改善や陪審制度の宣伝に全力を傾注して居る。陪審法宣伝の方は、各地方裁判所長や検事正に一任して、万遺憾なく行つて居るから、此の方には自ら宣伝行脚の必要も差当らない訳であるが、而かも此の陪審法の宣伝は、直接陪審法の趣旨精神を一般民衆に理解せしむると同時に、一般民衆をして裁判事務を理解せしむること、並に其の副産物とも云ふべき証言義務の理解に与つて、多大なる力のあるものであるから、此の機会を利用して民衆をして裁判事務を理解せしめ、証言義務の何たるかを徹底的に知悉せしむるに務むることは、一挙兩得の策であらうと思ふ。そこで、今陪審法実施の準備と共に、現に行ひ又は今後行はんとする、数種の計画を樹て、居るが、先づ其の第一とし

広島における陪審裁判(三) 補遺(増田)

ては、証人の呼出状には必ず証言義務に関する注意事項及証人の心得等を書き添へて出すこと、之れは私が着任以来、全管内区裁判所までも、全部実行すること、して居る。第二には、各裁判所の控室には必ず証言義務に関すること、証人の心得書を掲示せしむること、し、現に全管内に実施して居る。第三には、証人を優遇する為めに証人の控所は、一般公衆控所以外に之を設けて、控室に充てること、する方針であるが、之れは大体に於て完成し、未だ実行されない所は、今後に於て完成せしむる方針である。第四には、裁判所から出す封書の消印には証言に関する標語、例へば「証人となるは国民の重大義務」とか云ふ風のを印刷する方針であるが、之れは目下準備中であらう実施しては居ない。其他学生や団体の裁判所参観者に対しては、努めて裁判事務の内容とか、証人義務等の説明に力を注ぐやうに、私自身も努力し各裁判所の首脳者にも督励して居る。

司法官と弁護士との協議会は、昨年の司法官弁護士会長の会同で、私が主唱し幸に原法相の賛同を得て行ふ事になったが、広島控訴院では前々代の高橋君以来実際には行はれて居り、私も今から十年程前に、神戸に居た時代に主張し、一時行つたことがある位であるから、此の協議会は寧ろ広島が元祖とも云ふべき地であるから、最も熱心に行はれて居ることは勿論である。管内では今日までに既に三回開催して、三十八項目の協議事項を得て居るが、裁判所側としては、四月一日管内の部長、予審判事の会同を行つ

て、之を附議し更に所長會議の議に附して、之を來るべき司法官会同に持ち出す段取りであり、其の前弁護士会長との会同をも行ひたい方針である。

● 檢察事務としては極めて平凡の所

南谷広島控訴院檢察長談

南谷檢察長は、最近長崎檢察長から広島へ栄転の人、今村院長とは之れで四度目の同所勤務の奇遇であると、官界の因縁やら三十余年の檢察官生活を顧みて感慨深きものと、しみじみと語り、

此方へ来てから、未だ日も浅いことだから、充分のお話しは出來ないが、管内を一巡して見た所に依れば、大部分は瀬戸内海に面した極めて平穩な氣候であり、大なる山嶽もなく、大なる河川もなき為めか、人情も極めて穏やかである。裏日本の一部が管内になつて居るが、之れとて唯日本海に面して居ると云ふ丈で、氣候風土共に表日本と大差はないのであるから、管内は一帶に穏やかな所であると云ふの外はない。従つて、檢察事務の方面から見て、特色付ける程のものもない。思想界の方面でも、九州のやうに労働都市がない為めか、特段に吾々の方の注目するやうな問題は、極めて少いやうである。唯、岡山、鳥取の方には、小作争議があつて、世人の注目を引くやうな事件もあるが、之れとて大局から見れば、大なる問題でもないから、先づ管内は極めて平穩なる区域と云つてよからう。一般檢察事務の方針としては、各地

方々に於ける風土人情に依り、時宜に適した処分を為すことが必要であることは、何処も変りはない。

● 陪審員の色分け

伊藤広島地方裁判所長談

当管内で本年度所要陪審員候補者は、千五百人を選定して居るので、吾々庁員は随時山間僻地まで出掛けて、候補者を集めて懇談的に陪審法の精神、趣旨を説明し、併せて注意事項等も充分に宣伝して居るので、大体に於て制度の何たるかは、判明したやうである。然るに、陪審員候補者は、固より抽籤の結果であるから、当管内に於ける当籤者を見るに智識階級としては、中学校教諭、商業学校長、会社重役、予備役将校等が主なるもので、他は商人、農民が大部分を占め、所謂非智識階級の人の方が多いのであるから、愈々陪審を組織することになると、相当骨の折れることは予め覚悟せねばならぬと思つて居る。殊に候補者の現在に於ける心理状態如何と云ふに、各地を巡回し候補者自らの告白する所或は伝聞する所に依ると、陪審員候補者となつたことを以て名譽とし、真に陪審を理解して居るものは、恐らく全数の半ばにも達しないやうで、他は其の重職に堪へ得るや否やを懸念して居るもの、或は斯る重任を授けらるれば迷惑であると窃かに考へて居るもの、甚しきに至つては、或る犯罪人の簇出する土地で当籤して居るもの、如きは、若し陪審員に選ばれて法廷に出るときは、後が恐ろしいと畏怖して居るものさへあると聞いてゐる。陪審員の重任な

ることを知って、それに堪へ得るや否やを懸念する人々は、眞に正直の人で、所謂偽らざる告白であるが、又或る方面には斯る不安の念から、何とかして辞退する方法はあるまいかと考へて居る所へ、或人から辞任の事由の説明として例へば盲目だとか耳が遠いとかの事由があれば、予め辞退することが出来るとの説明を聞いて、私は実は耳が遠いのだから辞退すると云つた人もあるさうだが、それと云ひ、これと云ひ、何れも未だ陪審の趣旨精神が一般に知悉せられない結果であるから、此の趣旨徹底には今後一層の努力を必要とする所である。

●松山地方一般法況

境澤松山地方裁判所長談

松山地方裁判所管内は、支部として大洲、西条、宇和島の三ヶ所、区裁判所が松山外五ヶ所、管内の総人口は二百七万余人であるが、昭和元年（大正十五年）度に取扱つた事件は、民事々々に於ては管内新旧受総計三万二千二十四件、内既済二万八千二百八件、未済二千十六件で、前年に比較するときは、千六件の減少である。刑事々々に於ては、新旧受総計二千三百二十一件、内既済二千二百九十三件、未済二十八件で、前年度に比し百三十九件の増加である。民事々件としては、当管内特殊のものはないが、各種の事件が網羅されて居て、海上事件、山林事件、商取引に關する事件等何れも年々相当に多く取扱はれて居る。

殊に、近年香川県の余波を受けて、西条支部管内では、小作争

広島における陪審裁判（三）補遺（増田）

議の事件が激増したことがあつた。今日では幾分減少して居るが、昨年のお如きは、約四百件の民事々件が起つて、今日尚繁屬して居て、一部は判決、一部は調停に依つて解決したが、今尚大多數は繁屬して居る。併し、新事件は其後起こらぬやうであるから、今後之以上激増することは恐らくあるまいと思ふ。唯小作争議は、労働運動の移動に従つて随時随所に起り得るものであるから、本管内に運動が盛になれば、従つて争議もより多く発生することは、亦数の免れざる所である。

刑事々件として、著しく他と異つて居ると思ふことは、当管内は殺人事件が非常に多いことである。殊に、昨年のお如きは、尊屬殺の多かつたことは、近年稀に見る所で、其の原因が那邊にあるか、概括的に觀察することは出来ないが、要するに海岸一帯は殺伐の氣風が可なり伝統的にあるのと、一般に氣早で感情に激し易く、一時的の憤激の結果から起るものが最も多いやうである。土地の氣風としては、人情は極めて敦厚で、決して輕薄とか粗暴とかの特徴がある訳ではないのであるから、殺人罪の比較的多い原因は、概して計画的でなくして、一時的感情の激発に因るものである。

次に、放火も可成り多い方であるが、之れは海岸地方より山間に多いのであるが、其の多くは財産上の争ひ、或は色情關係等が大部分を占めて居るやうである。之等の重大犯罪は、多くは事件の系統が單純であるのと、自白が多いから審理上には大なる困

難のないことは、是れ亦土地の氣風を物語るものであらう。

当管内で最も殺伐の氣風に富んで居るのは八幡浜であるが、此処は人口約一万人の商業地で、従前から賭博の盛な所で、常に二派に派れて、親分の勢力争ひのある所であるが、之れが偶々過般の総選挙の結果、互に鎬を削った怨恨から選挙終了後間もなく、一方の親分たる兵頭派は他方の親分たる高橋弁護士方に夜間日本刀を携へて切り込み、即死三名重軽傷者五名を出した事件がある。此際、高橋君も腕を斬られて居るが、兵頭派の兇分五名は、目下予審中となつて居る。斯ういふ風で、八幡浜附近は折々大事件を起して居るが、要するに土地の氣風は概して気早で所謂侠客風の人が多いものと思はれる。

其の外、知能犯たる文書偽造、詐欺横領の如きも相当多い方である。陪審法実施準備としては、不断に検事局と共に庁員を挙げて努力して居るが、既に管内は残る隈なく一巡の説明を了して居る。当管内で陪審員候補者は、本年度は八百人を抽籤に依つて選定して居るが、実際に陪審に掛る数としては、一年三、四十件の予想をして居る。それは前にも云ふやうに、法定陪審事件では自白が多く又辞退するものも相当あるらしいので、請求陪審を入れても恐らく正味三、四十件を出でまいと思はれるからである。

当管内の弁護士は、全部で三十三名であるが、松山市在住者は十二名に過ぎないと、従来松山法曹会なるものがあつて、在朝在野の法曹は常に聯絡協調を保つて、極めて円満に行つて居た所

へ、昨年来更に之を土台として司法官弁護士の協議会が設けられ、毎月一回茶話会を開き、又臨時に懇親会を開いて、事務の打合や双方の意思の融和を図つて居るから、裁判所と弁護士の間は一家団欒の如く、極めて円滑に行つて居る。弁護士諸君も凡てが、人格的に向上發展を図つて居るので、裁判所側としても、実に気持ちよく弁護士諸君に接することが出来るのは、是れ亦当地の特色の一である。

●時間不励行者は懲戒に附す

広島弁護士会長 香川秀作氏談

広島に於ける司法官弁護士協議会は、去る六日控訴院に於て、今村控訴院長、南谷検事長、伊藤地方裁判所長、阿部検事正、各部長、判事、弁護士等が出席して、第三回の協議会を開いたが、可決事項は何れも四月一日から実施することになった。今其の主なるものを挙げれば、陪審相当事件は、陪審の予行演習の意味に於て準備手続を励行すること、し、其の準備手続に於ては総ての証拠を提出し、公判に於ては証拠の申出なきやう努むることになった。次に、時間不励行のことは、民事々件は控訴院と地方裁判所の開廷時間が競合する場合は、控訴院を午前とし、地方裁判所を午後とすること、期日の指定は当事者双方協議の上為すこと、指定時間より一時間経過して当事者双方出廷せざるときは休止とし、一方出頭したるときは欠席判決を為すこと、刑事々件に付きては、呼出時間より一時間経過するも弁護士出頭せざるときは、

強制弁護に非ざるものは開廷すること等を可決して居るが、此の時間勵行の決議に付ては之を遵守せざるものは懲戒に附するの議も出て居るが、之は未だ可決には至らぬけれども、充分其の氣運には向つて居る。又、民事々々に付て、故障申立後の新期日は、相手方の単独変更を認むることになった。次に、裁判所側の提案に係るもので、証書を真実に反して争ひたるもの及び顯著なる偽証、証人の不出頭等は告発を勵行すべき旨の議があるが、之れは裁判所が勵行することは、何等之を阻止する理由はないが、弁護士側としては直ちに同意し兼て居る。弁護士側の提案で、未決問題は執達吏の合同役場を分離するの件であるが、之れは次の協議会で更に論議される筈である。尚目下控訴院で、取纏め中の議案は頗る多数であるが、之れは来月初旬開かるべき管内所長会議に附議される筈である。その所長会議の際は、各地の弁護士会長も列席せしむべく提議中であるが、裁判所では弁護士会の旅費自弁等の関係から或は之を躊躇して居るやうに見受けられるが、左様なことは遠慮は要らぬから、是非弁護士会長の列席を希望して居る次第である。

● 中国四国 陪審宣伝行脚 (上) 友次嶺南

出発の日は、春雨ならぬ水雨がしとくと降つて居た。三月二日午後九時半、下関行急行は、ざわ／＼した東京駅を後に、一路目的地に向つて吾等を運んで呉れた。此の列車には、陪審法講演の爲め広島控訴院管内の中国、四国方面を受け持つ、一木司法書

記官、町田属、活動写真技師、映画説明者の一行が陪審興行の爲め華々しく目的地に乗り込んで居るのであった。

便所に行くべく歩いて居た私の後から、私を呼び止めるものがあつた。見れば児童教育会のI氏である。I氏とは、今から八年前、氏が東武窯業株式会社の専務時代に会つてから、其の後は年賀状の交換位のもので、ついで親しく会ふ機会がなかつたものが、偶然にも此の列車の中で会はうとは、夢にも思はなかつたことである。八年前の私の顔も変わらぬものと見へ、I氏の顔も特徴そのまゝに何等の変化がない。「これなら何処で会つても忘れないうよ」と互に健康を祝福したことであつた。I氏は、私が八年前に遠い寒い国に旅立つとき「馬のやうに元気に跳ね廻れよ」といつて、私を態々芝の馬肉屋に案内してしまつた馬肉を御馳走して呉れた親切者である。どうして忘れることができるものか。食堂から追ひ出されるまで、語り続けた。

琵琶湖付近で眼が醒めた。空は、綺麗に晴れた。雨上りの湖面は、鏡のやうに澄み切つてさゞ波さへもなく、三井寺の塔が、夢のやうに遙かな山腹に見へる。此の辺に住む平和な人の境涯が羨しく思はれるのは、今日に限つたことではない。I氏とは、京都で別れを告げた。汽車は、西へ西へと進む。煤煙の都、港の街を素通りして、須磨、明石の風光を賞でつゝ、更に西に進んだ。今回の行は、岡山を振り出しに中国全体、四国の北部を一巡するので、私にとっては、可なりの重任である。

先づ、最初の目的地である岡山に着いた。岡山では、此の二十日から大日本勸業博覧会を開催するといふので、旧練兵場跡に壮麗な会場を建築中で、之は略ぼ完成して居る。市中は到る所、も早や博覧会気分が漂つて居る。鉄筋コンクリートや石造の三階、四階の建物がポツリ／＼旧い都の瓦屋根の続く街の調和を破つて居るのが眼に映ずる。後樂園と、吉備団子より名物のない岡山が、「大日本」と銘打つた博覧会を開くのも、時の流れであらうことをしみ／＼と思はしめる。

岡山に於ける陪審講演と活動写真大会は、四日午後六時から深柢尋常高等小学校で開かれた。会場は、小学校の講堂としては、岡山第一と称せられる丈けに、頗る広大であり、設備も完全である。会場の入口には、森所長を始め庁員が懇切に、案内役を勤めて居るのも涙ぐましい感謝である。会場の正面には、犬養翁の「深根柢固」の大額が掲げられて居る。勿論校名に因んだ文句である。陪審員候補者は、二階に特別席を設けてあつたが、後から／＼入場者が殺到するので見る／＼内に普通席との区別がなくなつて了つた。入場者は満十八歳以上の男女に限られて居たのであるが、婦人の聴衆も可なり多く、何れも熱心に講演を聴いて居たことは、一木書記官の言を借りて云へば「陪審の前座多幸なり」と云ふべしだ。

大原判事、一木書記官の講演は何れも固過ぎず、碎け過ぎず、而かも情理を尽したもので、余程低級な人にもよく意味を理解せ

しむるに足るものであつた。講演を了つて、いよ／＼「屍は語らず」の活動写真の映写に移ると、今までの聴衆は、観客に變つて固唾を呑んだ。流石は日活苦心の映画丈けに筋もよし、出演俳優も洗練されたものである。たゞ写真が、時々切れるのと、説明者の説明が不充分なので、口の悪い岡山つ児をして、「只のものにろくなものねえ」との秋声を、洩らさしめたことは悲哀であつた。併し、岡山以後は技師も説明者も熟練して、斯ふした欠点がなかつたのは、何よりである。

津山も同様の盛会であつた。一行は之れから、四国に渡るのである。岡山から宇野線に乗り替へて、宇野から高松への連絡船に乗つたのは、六日の午後一時過ぎであつた。箱庭のやうな瀬戸内海の島々は、冬枯の時をも知らず顔に松は濃緑を装つて生々繁茂して居り、段だらになつた麦畑は所々に菜種の花をちりばめて、もはや春の酣なるを告げて居る。

平家没落の屋島の古戦場を左に見て、高松の棧橋に上つた。何はともあれ、栗林公園を看過してはならぬとあつて、お先き真暗らだが、電車に飛び乗つた。幸ひその電車は、公園前を通るのであつた。電車を降りて公園に入ると、道がに日本三公園の一と称せらる、丈けに、一木一石も由緒あり気に見へる。水に映る梅花は既に散りかけては居るが、まだ馥郁たる香りは強く鼻を刺激する。公園を一巡して後、屋島見物を勧められたが、時間の都合で割愛して、琴平行の列車に乗つた。

その日は、西条泊りの予定であつたが、何も見るものもない西条に二日の滞りは聊か苦痛である。殊に多度津から琴平までは、僅か三十分である。船で知り合になつた愛媛県庁のS氏に誘はるゝまゝに、今夜は琴平泊まりを決心した。琴平に着いたのは、彼是れ夜の七時であつた。山腹に馳ろに見へる金比羅神社は、南画に見る蓬萊山に髣髴たるものがある。途すがら両側の宿引がうるさく附き纏ふのを切り抜けて、S氏に伴はれて宿に落着いた。

宿の婢の話では、此頃は年中一番閑なときだと云ふが、それでも三々五々の客は、可なり宿を賑はして居る。桜雲閣！、それは、私共の宿の名称である。勿論、その外に何屋何兵衛の別号のあるのが、斯うした名所の習はして、此の家も桜雲閣は最近の名称で、桜屋何兵衛とかの旧名の方が通りが宜いさうである。

四国に第一歩を印した夜は、靜かに明けた。朝食前にお詣りを済まして、午前八時の列車に乗らうと云ふのだから、可なり忙しい。約二十町もあらうと云ふ石段を上り詰めると、眼下には青い表畑と農家がパノラマのやうに展開される。朝日の光りを満身に浴び、神主の拍手を朗かに聞いたときこそは、人間は本能の蘇つて居た。

3 「法律新報」昭和三年四月五日

● 広島控訴院管内陪審法宣伝

第三班 安東特派員

広島における陪審裁判 (三) 補遺 (増田)

△下 関

三月十一日夜東京を出発したる黒川書記官の一行は、十二日を以て尾道の講演を打切とした一木書記官の一行と同地に於て、映写機其他の引継ぎを了し、十三日広島控訴院検事村上常太郎氏と共に急行にて下関着、同夜は同地一泊、翌十四日は出迎の爲め出関したる矢崎山口地方裁判所長、杉本検事正等と共に、裁判所庁舎を視察したる上、村上検事は午後一時から同庁樓上に於て庁員初め特に警察官、憲兵等の爲めに欧米に於ける陪審制度視察談を試みられ、弁護士の多数も聴講した。村上検事は、先づ「陪審法の一部が既に実施せられ居る今日、陪審制度の良否如何を論ずるは、最早其時期ではない、苟も陪審法が実施せられる以上、之が完璧なる効果を取めることは吾々の今日最も意を用るなければならぬところである。欧米人から見ても陪審制度には美点もあれば又弊害もある、しかしながら陪審制度に如何に羨むべき美点があるからと云つて、徒らに其美点のみを挙げたのでは、其美点に心酔して却つて其弊害を忘れることになるから、私は今茲に欧米人から見た陪審の弊害が果してどんな点に存するかを述べて、皆様の御参考に供し、将来成るべく其弊害から遠ざかられむことを望む次第である」と前提して、個人主義的物質文明を基礎とせる欧米の国民性と、家族制度を基礎とせる我国国民性との相違を述べ、我国には我国国民性に適應する陪審制度の發達を望む所以を説き、進で英米仏に於ける近年の陪審法改正の趨向、独逸に於ける參審

制度、米國紐育、加奈陀、ポートルニコ等に於ける実例を引き、最後に弊害の最も大なる陪審員の義務回避に関する問題を力説して、大に警戒を与ふるところがあつた。

次で、同夜の陪審法講演会は、同市大山劇場に於て開かれた。

兩三日前より主催者たる下関区裁判所後援者たる下関市役所、関門日々新聞等の広告宣伝方法の行届きたる為め、開会前既に非常の人氣を引き、定刻六時前から会場目蒐けて蔦々と押寄せる聴衆は忽ちにして場内に溢れ、其數無慮四千名と註せられたが、猶入場出来ずして門前堵を為す千余名の者は空しく帰途に着くの盛況を呈した。先づ二階堂監督判事の開会の辞に次で、広島控訴院検事村上常太郎氏は満場の拍手に向へられて登壇「陪審員の注意すべき事項」なる題下に、先づ裁判の本質より説き起して、陪審法は國民の名譽財産生命の保護を完ふする上に於て、最も適切確實なる制度なる所以を説き、英國陪審八百年來の沿革を略述したる上、我國に於ても愈此陪審制度を実施する以上、今に於て十分なる準備を為し置く必要あるはいふ迄もなく、司法省に於ても數年來海外に視察員を派し、国内に於ては隨時之が宣伝に努むる等殆ど其全力を尽くして余す処なき所以を述べ、次で西洋の陪審評決と日本の陪審評決とが、一方では裁判所を拘束し他方は裁判所を拘束せざる点、又一方は評決に全員一致を必要とするも他方は過半数にて事足る事等を挙げて彼我陪審法の相違を叙述し、結局英國ではジャスチースとは裁判の意味で、裁判官其人をもジャス

チース誰々と呼称するほど、裁判に重きを措く所以を述べ、此裁判に關与する陪審員の義務と權利とは、兵役の義務と權利に次ぐ名譽ある者なれば、國民は大に之を尊重せざるべからずと教へ、それより陪審員の義務の廻避に対する嚴罰、請託に應ぜざる覚悟、冷静にして感情に支配せられざる用意、外部の影響に左右せられざる事、殊に我國人は兎角情実の流れ易い性向があるから、是等の点に付ては殊に注意を怠らないことが緊要であると結んだ。

次で、黒川書記官は「陪審裁判と國民の覚悟」と題し、先づ陪審の性質より説起して陪審員たる者の資格要件、陪審員の仕事、其貴重なる權利と義務の本質を明かにし「犯罪は之を譬ふれば恰もバチルスの如きものである。此のバチルスが蔓延すれば社会に害毒を流し國家繁榮の基礎を危ふするに至るのであるから、国家社会を構成して共同生活を営む吾々國民は互に協力して此バチルスの蔓延を予防し以て日常生活の安定を計らなければならない。而して、陪審員は此のバチルスの性質を見定める医者の如きものであり、従つて其任務の重大なることは言ふを俟たない処である」と極めて平易に陪審裁判の本質を説明し、最後に「昔の裁判は専ら行政官の手に依て行はれ、裁判と行政とは殆ど同一視されたのであるが、今日では立法、行政、司法の三權が分立して互に其領域を侵すことを許さず、裁判は専ら司法權の發動に依りて裁判官が之を為すことになつて居るが、愈々來る十月から陪審裁判が行はれると、國民は刑事裁判の一部に陪審員として参与するの

権利を付与せられのであるから、言はゞ裁判は国民自ら之を行ふと同じ事になるのである。而して、新制度は最初に踏出す第一歩が最も大切であつて、陪審制度の美果が収められるのも収められないのも、一に国民各自の用意と努力の如何に依るのであるから、此際国民は能く陪審裁判の真髓を体し、熱心誠実を以て其職務に膺るの一大覚悟を要求して止まないのである」云々と聴衆に大なる感動を与へて降壇。それより映画「屍は語らず」の映写に入り、多大の興味と實際知識を与へて、十時半終了した。

●下関の民刑事件

下関区裁判所監督判事 二階堂富作氏談
下関は、山口地方裁判所管内では、事件の一番多い処で、区裁判所の刑事事件として最も特色のある犯罪は、営利誘拐罪である。これは、下関の土地が満鮮への渡航口又は九州の咽喉を扼して居るといふ点から見ても、当然有得べき現象であらうと思はれる。又民事支部事件としては、一般商取引及び船舶に関する訴訟等が其多数を占めて居るが、之れ又海港地として当然の事であらう。其他区裁判所事件中最も特色のあるものとしては、強制執行異議事件、関税法違反事件なども可成りに多数を占めて居る。

陪審法宣伝に就ては、山口地方裁判所監督の下に陪審員候補者に対する直接指導等は講習的に各地に於て屢々之を行ひ、又弁護士会側でも時々模擬裁判などを催して、官民共同的に之が宣伝に努めて居る次第である。

山口

黒川司法書記官、村上検事の一行は、矢崎山口地方裁判所長、杉本検事正等と共に、十五日朝下関を発し、予定の如く同日午後山口に到着、山口では数日前より講演会に関する準備怠りなく、市中の要所には立看板を出し、陪審候補者には案内状を發するなど、万般の手配行届いてゐた。十五日山口に一泊した黒川書記官の一行は、十六日山口地方裁判所、同区裁判所の庁舎及び目下建築中の陪審員法廷等を視察し、午後一時から地方裁判所樓上に於て、村上検事の欧米陪審裁判の視察談ありて後、六時より山口座に於て講演会は開かれた。例により犇々と押蒐けた聴衆は、定刻に至り既に三千五百余名と注せられた。矢崎地方裁判所長開会の辞を述べ、次で村上検事、黒川書記官の講演があつて後、活動写真の映写に移り、聴衆に多大の感動を与へて、十時過散会した。

●山口地方裁判所管内状況

山口地方裁判所長 矢崎憲明氏談
当裁判所管轄下に於ける人情は、概して未だに古の武士氣質の抜けない、といふのが其特色であらう。これは、維新の際に長州藩の頭したあの赫々たる武勳が一種の誇りとして今日迄残つて居る証拠で、大義名分を重んずるといふ美風が到る処に見られる。従つて、刑事事件の如きも他県などと比較して割合に少く、縦しあつても、其性質が大に其趣を異にして居るやうである。殊に当山口町は、山陽本線から離れた商業学校や高等商業学校などの所

在地であるだけに、県下の模範教育地として名高く、全県下が皆之に倣ふといふ土地柄故に意を強ふするものがある。他の一面に於て、全県下の人々の貧富の程度も、其差比較的甚しからず、従つて生活上の脅威を受けて居らぬといふ点から見ても、刑事事件、民事事件共に、比較的其性質が悪くない所以であらうと思はれる。

ところが、近事憂ふべき現象として、農村方面に思想上の悪刺戟を受けて、小作争議が熾んになった来事である。尤も之は全県下に亘つての事ではなく、主として徳山、三田尻方面に限られた事態で、それは如何なる理由かといふに、該地方は御承知の如く、海外渡航者の熾に出る処であるから、外国思想にかぶれて帰つて来た、それ等の人々から煽動せられた無智の農民が結局農民組合など、聯絡を取り、小作人の権利を主張して地主に迫るといふところから来た現象と見られるのである。それも、当然の権利を主張するといふのならよいが、どちらかといふと過激に失する様な性質のものもあつて、裁判所でも大に之を憂ひ、目下出来るだけ調停に努めて居るが、其結果は極めて良好の方で、今後は最早大したことはあるまいと思ふ、目下徳山地方から田地何百町歩かに亘る永小作権存否の大事案件が当裁判所に現はれて居るが、しかし此事件の性質は決して悪い方ではなく、其中調停がつけば裁判所の方でも大に肩が卸ろせると思つて居る。概して山口県人は、権利主張を固持するといふ方面には、寧ろ根強いところがあ

るやうに思へる。

当裁判所管轄下で事件の多いのは、下関を以て第一とし、次が岩国、山口といふ順序であらう。下関は、刑事第一審事件が非常に多く、民事事件は割合に多くない。本年度に於て全管轄中、予審を経た事件は概略百件で、其中下関が五、六十件、其余は山口、岩国を以て占めて居る。下関は、満鮮及び九州の咽喉を扼し、各人多数入込み居る結果として、海外への當利誘拐罪又は輸出入、関税法違反などの罪が刑事事件中の多数を占めて居る。

当裁判所の陪審法廷も、昨年十一月から起工し、目下着々と進行中であるが、来る五月二十日頃迄には是非完成させたいと思つて居る。陪審員候補者に対する講演も所長、検事正と手を別けて最寄の区裁判所又は登記所々在地に於て、専ら其指導に當つて居るが、其成績も大に見るべきものがあるのを喜んで居る。陪審裁判が愈々実施せられて、果してどれだけの法定陪審事件、請求陪審事件があるかは、只今の処一寸予想はつかぬが、昨年度の子審を経た事件八十七件中、公判で自白した者三十六件及び其他自白したか自白せぬか分らぬ者五、六件を除き、結局陪審事件として法廷に現はれるものは、四十五、六件位であらうかと思はれる。云々

●頼母子講事件の多い山口

山口区裁判所監督判事 細川兵一氏談
一昨年六月に鳥取から赴任して来たが、当地は御承知の如く、

一般に保守主義、排他的に傾いた土地柄で、其割合に人情は純朴質実の美点に富み、従つて刑事などでも、予審に廻はる事件は極めて少ない。其反対に民事通常事件は、昨年度に千三百件以上もあり、区裁判所としては、寧ろ事件の多い方であらう。

当区裁判所に現はれる事件中、其最も多くして又異彩を放つて居るのは、頼母子講に関する民刑事事件である。頼母子講は、古より当地唯一の金融機関であるかの觀があり、それが為め銀行事業の萎微として振はないのも、他の土地には到底見られない現象である。是等の点から見ても当地の人氣が如何に保守的に傾き、従つて又商工業の如何に不振であるかを物語るに十分であらう云々。

●官民融和の山口

山口弁護士会副会長 小河虎彦氏談
当地には、目下十二人の弁護士が居ります。下関の二十二名に比して、少い觀がありますが、しかし道に地方裁判所々在地だけに、下関、岩国、萩等からは云ふに及ばず、遠くは九州、広島、岡山地方から弁護士の人往は熾んなので、弁護士控室は御覽の通りいつも賑やかです。当地としては、結局在住弁護士十二人で十分間に合つて行ける次第です。

当地の人氣は、一体に穏かでありますから、刑事事件としても兇暴性を帯びた犯罪事件は至つて少く、又商工業不振の土地柄だけに、民事々件としても目立つて大きな事件といふものはありません。

広島における陪審裁判(三) 補遺(増田)

せん。只一つ喜ぶべき現象は、前申した如く、弁護士の数が少ないので、弁護士相互の間は云ふに及ばず、裁判所と弁護士会との間も意志の疎通が円満に行はれ、従来面倒な問題などの起つた例は一つもない事です。

△浜 田

山口の講演を了つた黒川書記官の一行は、翌十七日朝山口發、午后二時四十分浜田に到着、直ちに区裁判所に入りて庁舎の視察を為し、午後六時から末広座に於て講演会を開いた。聴衆約二百五十名、勝井監督判事の開会の辞、村上、黒川両氏の講演ありて、活動写真の映写に入り、盛會裡に十時過ぎ散會した。

△松 江

松江の講演会は十九日午后六時から松江座に於て開會、聴衆三千四、五百人を算し、陪審員候補者の大部分來會した。大脇松江弁護士会長の開会の辞、黒川、村上両氏の講演並に活動写真の映写、菅原松江地方裁判所部長の閉会の辞を以て閉會した。黒川書記官の一行は同夜松江に一泊、翌二十日午前米子に向け出發。

●松江地方裁判所管内状況

松江地方裁判所長 白井清左衛門氏談
私は、一昨年以來当地に在勤して居ります。当地方裁判所管内の最近に於ける特殊の事件としては、矢張り小作争議を挙げねばなりません。此小作争議は、大正十一年頃から起つた事で、主として鳥取県米子市に接した部分に多いのであります。当裁判所

でも、其調停方針には最も意を用ゐたところでありまして、最近には余程緩和して来た傾向が見へます。

小作争議の起る土地の人は、元來が純朴なのでありますが、何分にも組合を背景とした一部の人の煽動に乗つたのが抑々の始りで、一時は争議ブローカーを非常に尊敬した時代もありましたが、それもホンの一時的現象で、昨今では小作人側から自覚した結果、最早それ等ブローカーの甘言に乗せらるゝ者もなくなり、寧ろ裁判所側の取つた調停方針に対し、感謝の意を表して居る者もあるといふ有様です。従つて、小作争議もこれ以上發展する様なことは、あるまいと思ひます。

当地方の人氣は、一体に穩和の方で、殺伐性を帯びた犯罪事件などは、極めて少い方です。従つて、たとへ陪審裁判が行はれる様になつても、陪審法廷に現はれる事件の数は多くて一年三十件あるかなし位の予定で居ります。陪審員候補者に対する講演は、其銘々に通知を出し、随時之を各地で行つて居りますが、候補者は万障繰合せて之に出席するのを常とし、中には自ら進んで、いろ／＼の質問を出し、その返答を得て満足を現はして居る者もあります。

●犯罪率の極めて少い松江地方

松江地方裁判所検事正 藤井建一氏談
私は、長崎控訴院の次席検事から当地へ転任して九二年半在勤して居ります。当地方の状況として、別に申上げる程の事もありません。

せんが、島根県人は低いながらも一般に生活の安定を得て居るので、犯罪の率は極めて少ない方であります。特殊の犯罪としては、墮胎罪の多い事で、これは古來よりの風習の然らしめた結果でありませうが、其原因はしかと申上げ兼ねます。一般から申しますと、出雲の方面は知能犯が多く、石見の方面は殺伐の犯罪が多いといふ傾向があります。

小作争議の刑事事件として現はれるのは、主として鳥取県西部に隣する部分に多いやうで、目下予審中のものも二、三件ありますが、其他執達吏の強制執行を妨害する犯罪も可成り多い様であります。概して当管内に於ける犯罪は、前申した通り、其数に於ても其性質に於ても余り大した事はないと申してよいのであります。

●特殊の犯罪は墮胎罪

松江弁護士会長 大脇熊雄氏談
松江地方裁判所管内の弁護士としては、目下松江に十九人、浜田に五人、今市に一人、益田に二人都合二十七人居ります。事件も至つて閑散の方で、別に之といふ程の事もありません。裁判所と弁護士会との間は到つて円満に協調が行はれ、従來来何一つ面倒な問題など起つたことはありません。開廷時間なども、相互の申合せに依り、呼出時間から余り待たされる事なく、順番に行はれて居る様な次第で、非常に喜ばしい事と思つて居ります。

当地方特殊の犯罪としては、墮胎罪の多い事です。昔から、貧

乏人が子供三人以上を育てるのは、馬鹿の骨頂だなどといふ言ひ慣はしがあつて、此風習を馴致したのでありませうが、考へて見れば実に何とも情けない次第であります。而かも、之れが馴合夫婦の間に行はれるばかりでなく、歴キとした法律上の夫婦間にも行はれるといふに至つては、一層嘆はしい事と云はねばなりません。しかし、其事情を汲取つて見れば随分中には悲惨の境遇が然らしめたものもあつて、結局は執行猶予になる事件が其多数を占めて居るのも又止むを得ない次第であります。

△米子

米子は鳥取地方裁判所の管轄で、区裁判所の所在地である。山陰道唯一の商工業地として名高く、昨年四月を以て市制が布かれ、山陰道で電車の走つて居る町は此処ばかりと聞く。講演会は、同市昭和劇場に於て二十日午後六時から開かれた。聴衆約三千五百名と注せられ、例に依り黒川書記官、村上検事の講演、活動写真の映写ありて、十時過散会した。

△鳥取

黒川書記官、村上検事の一行は、米子より篠田地方裁判所長、浦川検事正と共に、二十二日鳥取着、篠田所長の案内にて裁判所庁舎、陪審法廷建築の模様等を視察し、同日午後六時より同市成座に於て、講演会を開いた。例に依り、犇々詰掛けた聴衆は三千五百有余名を算し、定刻には既に満員、入場拒絶の盛況を呈した。先づ、篠田所長の開会の辞に次で、村上検事、黒川書記官の講演

あり、右終つて活動写真「屍は語らず」の映写に移り、最後に浦川検事正の閉会の辞を以て閉会した。此日、陪審員候補者の殆ど大部分は来会し、講演当局者側に於ても、非常の満足を表してゐた。

●鳥取地方裁判所管内状況

鳥取県は、人口五十万に満たない小県でありまして、民刑事事件の如きも他県に比較すれば少数なるを免れませんが、裁判所としては配置職員の寡少なるがために、其の一人担当の歩合は敢て他の裁判所と異るところはありません。殊に兩三年以来、県下各地に農民組合を背景とする小作争議が台頭し、訴訟に調停に逐次事件増加するの傾向があるので、今後の成行には深甚の注意を払ひ居る次第であります。

陪審法実施準備に関しては、広島控訴院管内の各地方裁判所は、今村院長の激励の下に互に協調を保ち、制度の宣伝に法の研究に將又實際の運用上にも、不断的努力を続けつゝある次第であります。当裁判所も、一昨年以来検事局と協同し、弁護士会及び県当局にも依頼して県下全体に亘り民衆に対し法の精神を宣伝し、陪審員候補者に対しては、之を最寄りの区裁判所又は登記所々在地に集め、専ら私が面接して其指導の任に当り、又刑事々件の審理に付ては現行刑事訴訟法の許す範囲内に於て陪審法の精神を応用して、同法実施後に於ける執務上の習熟を圖つて居る次第であります。

ます。
当裁判所と弁護士会とは、従来極めて円満融和の関係にありまして、特に協議会等を組織する程の必要を認めて居りません。随時相互に懇談して、訴訟の進行、事務の刷新及び法の研究等を為し居る次第であります。

●小作争議で忙しい鳥取地方裁判所

鳥取地方裁判所部長 山崎勝嘉氏談

私は、一昨年の夏東京地方裁判所から転任して参りました。当地方の主なる事件と申しますれば、矢張り小作争議に指を屈しなればなりません。小作争議は、岡山地方の熾んな時代からポツ／＼当地方にも起り始めまして、東伯郡地方が其本拠地たる観がありました。今年も鳥取地方にも可成りに行はれた様であります。何れも皆労農なり日労なりの支部長なるものが、農民を煽動して所謂不納同盟なるものを形成し、地主に対抗するのでありますから、個人としての争は全然なく、皆団体の後援に依るものと言つてもよいのであります。昭和二年度だけで全管下の小作争議が三百二十四件、其中鳥取だけで百九十四件ありましたが、本年度は鳥取だけで八十六件に減じて居る次第あります。裁判所も小作争議の調停には、最も力を尽して居るのでありますから、或特殊な事情のない限り之以上小作争議の殖へする事はあるまいかと思つて居ります。

鳥取県と申しまして、元來因幡地方は人気の至つてよい処で

ありまして、伯耆の方面になると寧ろ殺伐性の犯罪事件が多いのであります。たとへば、殺人放火など、いふ犯罪は主として伯耆地方から現はれ、現に昨年から本年にかけ無期懲役に処せられた犯人が三人もあつたといふ様な次第です。陪審法廷に現はれる事件数は、今の処一寸想像はつき兼ますが、今日迄の統計から推察すれば、全管内を通じて一年約四十件以上には出でまいかと思つて居ります云々。

●山林訴訟の多い鳥取

鳥取弁護士会長 君野順三氏談

鳥取には目下九人の弁護士が居ります。事件もさう忙しいといふ方ではありません。当地方には、山林訴訟が可成りに多くあり、事件の性質として検証の必要がありますが、而かも冬十一月から翌春三月迄は氣候の関係上、此の検証が出来ないで事件は自然中止の姿となります。四月頃から漸く検証に出懸ける様な始末で、山林事件は従来兎角延滞を免れなかつたのであります。しかし山崎部長の赴任せられてからは、其努力に依つて古い事件も大方は片付き、目下殆ど総ての事件に停滞を見ない様になりましたのは、大に喜ばしい事と思つて居ります。

鳥取市は、人気の至つてよい処であります。何分水害の甚しい場所柄として、工業は起こらず、不景氣は数年來持越しの有様で、殆ど閉口の外はありません。しかし、目下内務省の直轄で千代川改修工事が着々として進められて居るから、数年後完成の暁には、

鳥取市も大に面目を一新して、商工業の急速なる勃興を見る事が出来やうかと思ひます。物産としては、僅かに因幡紙が全国各地へ輸出されて居る外、目下の処之れといふ物はありません。

近來不景氣の爲め、区裁判所事件が増加し、非常に多忙を極めて居る様です。頼母子講事件なども可成りにあり、夜逃げ訴訟なども往々耳にする処であるが、此際銀行も大に警戒を加へて居るので、不景氣風は益々荒れずさんで居る様な有様です云々。

● 中国四国 陪審宣行脚（中） 友次嶺南

高松から松山に至る鉄道の沿線は、実に美田良畑が続いて居る。水田は、尽く二毛作で、今は麦の新芽が四、五寸の長さに延びて、農家はその手入れに忙しさうである。汽車の窓から最も強く旅人の眼をひくものは、紫や海老茶色の恰度事務服のやうな華やかな色合の上衣を着て、首まで濃化粧をした若い女が、野良に働いて居る姿である。中には、立派な乳母車が田圃の畦に置かれて、小児が幌の中に寝て居るものも眼に付く。此の辺の農家は、一般に構造も外觀も相当に整つて、東北地方や北海道に見るやうな見すばらしい農家は、一軒も見当たらず。而かも、其の大部分が小作人であると聞いたとき、農民党が逸早く此地方に着目したことが、余りにも当然であることに首肯かしめる。

小作争議は、今や讃岐の国境を越へて、伊予に延焼し、西条地方裁判所支部は、一昨年辺りから遽かに争議事件の爲めに忙殺されたが、今日では稍々下火になつたといふことである。しかし、

それは決して争議が終熄したのではなくして、何かの事情で一時的に休止して居るものに相違ない。斯うした豊澆の地で、而かも人智が進んで居るとすれば、自作農が尠い限り、争議は西に向つて漸進するものと見るの外はない。

殊に、西条地方裁判所支部河崎監督判事の話によつて見ても、此の地方の農民は、非常に法律智識に富んで居て、大抵の家に六法全書が備へ付けられて居る位であるから、権利思想の發達して居ることは、想像するまでもないことである。此の地方の農民が法律智識に富み、権利思想が發達して居ることは、寔に結構なことであるが、それを悪用して権利を濫用し、社会を攪乱するに至つては、之れは悲しむべきことである。小作争議は暫く措き、河崎監督判事の話によると、東部伊予の刑事事件は非常にこんがらがつたものが多く、殊に智能犯に至つては、至れり尽せりの犯罪があり、民事事件にしても少し大きい事件になると、きつと細工が加へられて居るとのことである。人智の發達する反面に於て、必ず余弊を生ずるは、独り此の地ばかりではないが、比較的生活に余裕のある農民が既にさうであるとすれば、法律の生鬻りの弊はこゝに至つて極まれりと云ふべきだ。

西条の裁判所は、街の中枢から一寸離れた所にある。一見して寺かと思はれるやうな門をくゞると、玄関に至る數石の両側には余程年代を経たらしい、しかも丈の低い臥龍式の松が幾本となく植へられて居る。此の松は、此の地方でも有名なものである。こ

とは、後から河崎監督判事が態々案内されての説明であつたが、素人眼にも余程見事なものである。松の旧きを一の誇りとする西条の裁判所、常春のやうな氣候に恵まれ、海辺は白砂青松、山は青く、水は清く、海に、陸に産物の豊かな、平和なるべき伊予の一隅にも、生活の鬭争、物質文明、思想変遷の荒波が襲つて、民事、刑事共に醜い浮世絵を展開して居ることは、是れ亦時代を物語るものであらう。

西条裁判所は、元は判事の定員四名であつたが、現在では監督判事河崎津賀次氏、清水胤治、蓮沼重雄の両判事の三人に減ぜられ、其の中予審に一人廻つて居る所へ、民刑隔日の開廷であるから、裁判所の構成に支障を生ずるので、開廷日を定めて松山から一人宛の応援が出張すると云ふ節約振りである。弁護士は、石田今治、原田光三郎、渡邊啓太、近藤繁太郎、白石小平の五氏丈け。それに、検事の本根作氏を加へて判検事、弁護士は一家水入らずの觀を呈して居る。而かも、弁護士は狭い道路を距て、裁判所の正門前に事務所を構へて居り、他の二名も遠くとも半町と離れて居ないので、開廷のときは、廷丁が「××さん開廷しますよ」と玄關から怒鳴れば「オーイ」と答へて出廷すると云ふ簡便さ、悉くが此の調子で行つて居るのは、羨しい限りである。

松山に着いた。松山は三百年の歴史を誇る松山城が市の中心に屹立して、今も昔の碁に旧幕時代の城下を偲ばせて居る県庁と、裁判所とは相並んで城山の麓に赤煉瓦の宏壯を競つて居るもの、

やうである。尤も県庁は、目下改築中で落着きがないが、裁判所は、大正七年頃の好景氣時代に僅か五万円足らずで出来たと云ふ、赤煉瓦の二階建て神戸の裁判所を少し小規模にしたものらしい。好景氣時代に五万円足らずで、よくも之れ丈のものが出来たと不思議に思はれるのも道理、当時請負人は物価が暴騰したので、保証金を抛げて免を脱いでも、尚完成後の損害の幾分にも当たらないと云ふのを、莫大な損害を忍んで完成したと云ふ美談付きの建物である。目下陪審法廷と其の宿舍は、半ば完成して居る。木造だが、周囲の構造は赤煉瓦と同様の模様にし、四月中旬には完成の予定であると云ふから、之れが完成後は、更に一層建物の宏壯を誇り得るであらう。

松山に来て、松山に泊るのは愚の骨頂、泊りは道後に限るとは愛媛県庁のS氏の教へる言葉であつた。停車場から電車で約十分で行ける道後は、成る程旅の疲れを休めるには屈強の所である、と期待したのは私ばかりではない。その期待に反したか、どうかは別として、聊か失望したのは、道後の温泉は内湯でなく、共同浴場であることであつた。しかも、浴場は三ヶ所に分かれて居て、八階級に派れて居るといふ。即ち、二銭の沸し湯から四十銭の休憩場付浴場まで、其の設備と待遇を異にして居るのである。先づ、二銭とか五銭の湯には土地のもの以外は入らぬとして、普通浴場客の入るのは十銭、二十銭、四十銭と三階級に分れた浴場である。曰く「養生の湯」曰く「神の湯」曰く「霊の湯」、之れは十銭乃

至四十銭の浴客を容るべく、一軒の家の内に区画されて居る。そして、其の代金の異ふ毎に、待遇と設備が異つて居ることは勿論である。湯宿の待遇や設備、四国の風光には何等不満はないが、雨の降る日に傘さして、手拭提げて湯に通ふ浴客は、風情と云へば風情であらう。しかし、一晚、二晩の旅の垢を流す客には、不便至極である。況んや、一軒の家の中で階級を三段に分つて、斯く待遇を別にするに至つては、温泉気分も何もあつたものではない。しかも、之れが町営だと聞いている、寧ろ恐怖を感じざるを得ない。

4 「法律新報」昭和三年四月一五日

● 中国四国 陪審宣伝行脚（下） 友次嶺南

松山では、恰も久宮内親王薨去の報に接したときで、号外の鈴の音に全市は遽かに暗雲に閉ざされた。当日は、国民は自発的に謹慎の意を表して、鳴物禁止のことになったが、その余波は陪審宣伝にも影響した。その日の午後四時頃、裁判所では一木書記官の一行を迎へ、あす（九日）の講演会の準備の真最中、突如、司法省から「活動写真中止せよ」の電報が届いた。驚いたのは、境澤所長と福岡検事正とで、管内の遠近を問はず、陪審員候補者には悉く案内状を出してある。それを、今更ら取消す訳には行かずと云つて講演丈けでは、嘘の案内状を出したことになる、と長官は鳩首凝議して、善後策を講じたのであつた。しかし、それは後

広島における陪審裁判（三）補遺（増田）

になつて、興業物とか鳴物禁止は、当日丈けと判つて、両長官が胸を撫で下ろしたのは、数時間後であつた。斯くて、松山の講演会は無事に終了したのは芽出したし々々。

松山裁判所管内に於ける犯罪状況を聞くと、昨年中に於て、殺人六十四件、放火十八件、強盗十三件、窃盜三千三百十五件、詐欺、恐喝二千七百七十六件、横領千四百七十六件、傷害五百九十六件、賭博五百四十九件、その他二千九百四十件、合計一万二千二百十八件で、之を前年に比すれば一千百十九件の増加であるが、之は不景氣の結果と見られて居る。

松山管内が、比較的殺伐の氣風に富んで居ることは、境澤所長の談話として別に紹介したが、此の数字を見ても、他の犯罪に比して殺人、傷害が多いことは、一見して明かである。そして、之等犯罪の中で、法定陪審事件となるものを見ると約百件近い数になるが、其の中で自白するもの、陪審を辞退するもの等があるから、松山地方裁判所で陪審に掛ける数は結局、請求陪審を見込んでも三、四十件見当と見られて居る。そして、本年度の陪審員候補者は八百人選定してあると云ふが、一事件に就て三十六人宛呼出すものとすれば、仮に三十件としても、千二百人を要するから、一年に二度以上呼出される陪審員が約五百名ある訳である。果して、予想通りの陪審事件があるか何うかは不明であるが、若し三十件も四十件もあるとすれば、慥かに陪審員の不足を告げる訳である。

松山を辞して、広島に向つた。船は省船ではないが、設備はなかく、整つて居る。その日は、此の地方では稀だと云ふ時化にぶつつかつた。三百噸級の船は、木の葉のやうに波に翻弄され、瀬戸内海の波位と高を括つて居た私は正に面食つた。二時間余りと云ふものは、時化と寒さに不快の時を過したが、船が音戸が瀬戸を過ぎると風は強いが波は少しもなく、呉軍港の艦隊の威風を眺めながら熱い茶を啜つた。

広島では、先づ今村控訴院長に敬意を表した。その日は、陸軍記念日で、偕行社に招待されて居ると云ふので、極めて短時間の会見であつたが、院長の談話は可なり豊富であつた。曰く、事務行政の問題、曰く人事行政の問題、証言義務の理解、証人の優遇、法曹協議会のこと、陪審法の普及等、話題は次から次へ展開された。「広島地方は氣候も良い、景色も良い所だが、凡てが小さくて雄大の気分は毛頭ない所で、極めて平々凡々と云ふ外はない。こんな所へ引つ込んで隠居でもして居るつもりで居れば宜い、と云つたら、広島はそんな暇な所ではないと、土地の人から叱られましたよ」、之れは院長が赴任匆々の時の述懐談だ。「控訴院管内と云つた所で、人の数は東京の地方裁判所丈の数しかないのだから、お座なりの仕事だけして居れば楽なものです、さうも行きませんしね、行り出せば仕事はいくらもあります。今は恰度仕事を始めたばかりの所ですから、今度どしどし進行するつもりです」と意気込みを見せ、証言義務の理解に関する国民への警告の

段になると、一抹の昂奮さへ院長の顔に現はれて来た。話は尽きないが、時間に制せられて辞去した。

南谷検事長にもお目に掛つた。南谷氏は十数年前の私の恩師である。氏が東京の検事正時代にお目に掛つて以来、ついお目に掛る機会がなかつた。しかし、その風貌も元氣も昔のそのまゝ、であることは、非常に愉快を感じた、「大分白くなりましたよ鬢髪が……」とつるりと頭を撫で「しかし斯ふして三十数年も無事に元氣で、御奉公出来ることは何よりの幸福と自負して居ります。友人連中の中には、大分亡くなつた人もあります。左様、私は明治三十一年の卒業ですが、同期生として健在で居るのは、山内確三郎、西川一男、矢追秀作、長谷川榮太郎(福岡所長)、三井元次(少年審判官)の諸君くらいのもです。考へて見れば、心細い次第です」と謙遜されるが、どうして／＼その元氣で、その若さで悲観は絶対御無用と御慶びを申上げて置く。

今度の中国、四国方面の行では、こうした散漫な断片的の見聞は山ほどあるが、之を尽く拾ひ集めることは、読者諸君の御迷惑を察して、差控へることとする。唯茲に各所で、各方面から聞いた、陪審宣伝に関する世評を一括して、主催者側にも、陪審員候補者諸君にも参考に供したい。

それは、先づ第一に裁判所側も弁護士側も、陪審法の実施が果たして甘く行はれるか何うかを、頗る憂慮して居ることである。而かも、實際に於て裁判所、検事局、弁護士会が殆ど申合せたや

うに、心中では同法の実施を歓迎して居らぬことが、遺憾ながら視はれるのである。所謂厄介な法律、無駄な手続、陪審員の未自觉等は、各地共異口同音に唱へられて居る、偽りのない声らしく感ぜられる。就中、或る土地の弁護士会の如きは、陪審法自体を全く厄介物視して、今度の講演会に於て裁判所、検事局に協力しないものさへあつたことは、甚だ遺憾である。それが、若し法自体に対する不安或は反感であるとすれば由々しき大事である。仮りにさうでないとしても、率先して宣伝の任に当るべき弁護士会が会としての行動を避けることは、弁護士の立場を無視したことにもなる。何れにしても、裁判所、検事局、弁護士会等が、お義理一片で宣伝して居るものとすれば、宣伝の効果は大なるを望まれないのは当然である。陪審員にしても、「迷惑」の予断を以て之に莅んで居るものが、殆んど大部分であることも疑はれない事実である。之等は、先づ考へなければならぬことである。

以上